

令和 8 年 6 月定例会

最上町議会会議録

最上町議会事務局

令和 8 年 6 月最上町議会定例会会期及び審議予定表

会期日程（会期 2 日間）

日 次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第 1 日	6	3	水	10:00	○ 開 会 ○ 諸 報 告 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会 期 の 決 定 ○ 議案の一括上程 ○ 一 般 質 問 ○ 議 案 審 議
					○ 常 任 委 員 会
第 2 日	6	4	木	10:00	○ 議 案 審 議 ○ 常任委員長報告と採決 ○ 閉 会

令和 8 年 6 月 3 日（水）開会

（第 1 日）

令和8年6月定例会会議録

令和8年6月3日 水曜日 午前10時00分開会

出席議員（10名）

1番	宮本浩	6番	須貝康幸
2番	栗林浩子	7番	佐藤義男
3番	尾形勝雄	8番	山崎香菜子
4番	佐藤正市	9番	佐澤浩
5番	菅孝	10番	伊藤一雄

欠席議員

なし

出席要求による出席者職氏名

町長	高橋重美	建設水道課長	奈良寿仁
副町長	伊藤勝	農林振興課長兼 農業委員会事務局長	野口勝世
教育長	笠原正三	ウエルネスプラザ 総括管理監兼 最上病院事務長兼 介護老人保健施設事務長兼 認知症対応型共同生活 介護施設事務長	五十嵐浩一
会計管理者兼 会計課長	高橋浩康	商工観光課長兼 エネルギー産業推進室長兼 産業振興センター長	吉田徹
総務企画課長	阿部剛	教育文化課長	板垣由紀子
政策調整主幹兼 危機管理主幹	奥山浩	こども支援課長兼 こども家庭センター長	菅智子
町民税務課長	高橋喜代美	代表監査委員	金田勝雄
健康福祉課長	沓澤聡	農業委員会会長	渡部浩栄

事務局出席者職氏名

事務局 長 野 尻 咲 子

庶務係
(専門員)

齊 藤 博 幸

令和 8 年 6 月最上町議会定例会議事日程（第 1 号）
第 1 日 令和 8 年 6 月 3 日（水） 午前 1 0 時 0 0 分開議

諸 報 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定の件

（議案の一括上程）

日程第 3 議案の一括上程（報告第 1 号から議案第 4 0 号まで）

（一般質問）

日程第 4 一般質問

（議案審議）

日程第 5 報告第 1 号 株式会社最上町地域振興公社の経営状況の報告について

（常任委員会）

開 議

議 長 改めまして、おはようございます。大変ご苦労さまです。
ただいまの出席議員は全員であります。
定足数に達しておりますので、令和8年6月最上町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

諸報告

議 長 報告事項がありますので、私から報告をいたします。
令和8年の3月定例会以降の議長日程について、主に町外について報告をいたします。
3月17日に広域の議会3月定例会がありましたので、それに向けての運営委員会が開かれましたので、出席をしております。その後に議長会があり、出席をいたしております。
3月24日、新しく消防庁舎が竣工されましたので、その記念式典が開かれ、出席をいたしております。その後に3月の定例会が開かれまして、令和8年度の予算案等を決議をいたしております。
4月23日、県の議長会の正副議長会が開かれまして、自治会館に出向いております。
4月27日、小国川の未来振興機構協議会の総会が舟形町で開かれ、出席をしております。令和8年度に向けた振興機構の行事日程と予算等について協議をいたしております。
4月28日、自治会館の管理組合議会が開かれ、役員の変更についてを議決をしております。
5月1日、農業振興協議会総会が中央公民館で開かれましたので、多くの皆さんと関係者と一緒に出席をいたしております。
5月10日、本町ゆかりの大場あや先生ということで、葬制の変容ということで、最上町を題材にして、葬制の在り方、地方のやられてきたことを本にまとめたということで、その出版記念の式典が新庄で開かれましたので、関係者と一緒に出席をいたしております。
5月12日には、広域議会の運営協議会が開かれましたので、出席をいたしております。
5月5日、知事、それから県幹部職員と市町村長・議長による意見交換会が県庁で開かれ、令和8年度の県の事業内容について説明をいただいております。
5月19日、広域議会の臨時会が開かれまして、エコプラザのダイオキシン抑

制装置更新工事の請負契約を承認しております。午後からは、県勢懇話会が開かれましたので、出席をいたしております。

5月21日、最上開発協議会総会が開かれましたので、町長と一緒に出席をして、この地域の重要事業等について内容交換をしております。

5月22日、県の議長会の正副会長及び理事・監事合同会議が開かれましたので、6月の臨時会に向けての内容の精査と協議をいたしております。

5月26日から27日にかけては、東京の国際フォーラムにおいて全国町村会議長及び副議長の全国研修会が開かれましたので、参加をいたしております。内容につきましては、地方創生の先行き、それから人口減少社会における外国人材の確保・育成と、それから男女共同参画で地域を元気についての講義を受けております。あわせて、女性模擬議会で取り組みました隣の宮城県の蔵王町の内容を報告を受けております。この件につきましては、議長室のほうに資料ありますので、時間ある方はぜひご覧ください。

5月30日には、大場組の大場会長さんが旭日双光章、それから財務大臣表彰、山形県の産業賞という大変大きな賞をいただいたということで、受賞記念の祝賀会が新庄市で開かれました。町長をはじめ、多くの関係者と一緒に出席をしてお祝いをしております。

6月1日から2日、山形県の町村議長会の臨時総会が大江町で開かれましたので、出席をしております。令和7年度の収入支出決算と、それから各地方で長年にわたって課題として要望しております県に対しての要望事項を決議をしております。これらに関係する関係資料も一緒に議長室に置いておりますので、ぜひご覧いただければということでもあります。よろしくお願いします。

これで報告を終わります。

次に、最上町監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した令和8年2月分から令和8年4月分に係る出納検査の結果について、同条第3項の規定により報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

お手元に配付しております資料をご参照いただきたいと思います。

なお、詳細については議長室に備えておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

説明員の報告

議長 次に、本定例会に地方自治法第121条の規定により出席された方及び説明員に委任された職員等を報告します。

高橋町長、伊藤副町長、笠原教育長、金田代表監査委員、渡部農業委員会会長、高橋会計管理者兼会計課長、阿部総務企画課長、奥山政策調整主幹兼危機管理主幹、高橋町民税務課長、沓澤健康福祉課長、奈良建設水道課長、野口農林振

興課長兼農業委員会事務局長、五十嵐ウエルネスプラザ総括管理監兼最上病院事務長兼介護老人保健施設事務長兼認知症対応型共同生活介護施設事務長、吉田商工観光課長兼エネルギー産業推進室長兼産業振興センター長、板垣教育文化課長、菅こども支援課長兼こども家庭センター長。

これで説明員等の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名します。8番 山崎香菜子議員、9番 佐澤浩議員の両名を指名します。

会期の決定

議 長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から6月5日までの3日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異 議 な し の 声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は、本日から6月5日までの3日間に決定しました。
なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付しました予定表のとおりでありますので、よろしくご協力を願います。

議案の一括上程

議 長 日程第3 議案の一括上程を行います。
報告第1号 株式会社最上町地域振興公社の経営状況の報告についてから、議案第40号 令和8年度最上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの36件を一括上程します。

一般質問

議 長 日程第4 一般質問を行います。

質問の順序は通告順に行います。

持ち時間は答弁時間も含め45分以内とします。

質問、答弁に際しましては、ともに最上町議会会議規則第53条並びに最上町議会運用例の規定を遵守し、簡明にされるよう願います。

2番 栗林浩子議員に発言を許します。

2 番 おはようございます。

栗 林 本日、私から2つの質問をさせていただきます。

まず初めは、予約制乗合バスの便数と公共ライドシェア料金について、こちらの質問は町長に質問いたします。

町長におかれましては、先日ご勇退の意思を示されまして、もう残り僅かな任期ということになりますが、こちらの予約制乗合バス、そして、公共ライドシェアの件につきましては、町長には大変いろいろご尽力をいただいた事業だと思っております。ですが、ここへ来ていろいろな問題がやはり持ち上がっていると感じております。ですので、ここでいま一度町長に質問をさせていただきたいと思います。

3月に公共交通ガイドブックが配布され、最上町の新しい公共交通の仕組みの紹介がありました。予約制乗合バスと公共ライドシェアについて質問します。

まず、予約制乗合バスレインボー号についてですが、以前にも利便性向上のため便数を増やし、また、午後も運行できないか、土・日・祝日の運行もできないかという質問をさせていただきました。しかし、残念ながら便数が増えることはなく、かえって減ってしまったという便もございます。減便の理由について一度お尋ねしたんですが、利用者数が少ないということをお聞きしています。便数を増やせないのであれば、予約の方法等をもう少し改善できないかと考えました。特に1便、8時頃のお迎えの便については、当日の受付を運行30分前までにしなければならないんですが、1便の受付については、当日の受付はされていないということをお伺いしています。特に週初めの1便を予約するためには、前の週の金曜日の午後、つまり3日前に予約をしなければならず、大変不便だという声が上がっております。

また、ライドシェアについては、町中心部から離れている地域にお住いの方からは、料金がなくて利用できないという意見が多く寄せられました。確かに、ざっと計算してですが、10キロメートルを走ると多分4,000円ほどの費用がかかると思います。緊急時、どうしても移動しなければならないという場合には使われるかもしれませんが、高齢者の方が、特に日常のお買物に使う交通手段の料金としては厳しい金額なのかなと感じております。高齢者の方で年金の収入だけで生活を送っていらっしゃる方にとっては、日常の交通手段としては低額の予約制乗合バスを利用したいという方が多いのは当然なことだと思います。

公共交通については、現在の利用者だけでなく、近い将来免許を返納する予定のある町中心部化から離れた地域に住む方からも、私たちはこれから町に見捨てられてしまうのではないかなというような心配の声が寄せられています。現在の利用者が少ないからという理由で利便性が下がってしまうことは、住民の不安を募らせてしまうのではないのでしょうか。早急に検討していただきたい課題と考えますが、いかがでしょうか。

町 長 2 番 栗林議員の予約制乗合バスの便数と公共ライドシェア料金についてお答えをいたします。

議員からは、昨年に引き続き、地域公共交通について、より便利に、より実情に沿った、見直しを含む現状について、具体的なご質問をいただきました。

昨年度は、本町の公共交通について再構築を図るべく、町地域交通リ・デザイン推進事業検討委員会を立ち上げ、地域交通全体の改革に取り組んでまいりました。

中でも、新たな地域公共交通システムを構築するための現状分析、課題整理、実証実験等、調査研究を重ねながら検討してまいりました。おかげさまをもちまして、より具体的に周知するために、今年4月に公共交通ガイドブックを全町に配布するまでに至ったところであります。

しかしながら、地域公共交通は、町民の生活を支える重要なインフラであると認識をしております。利用しやすく、将来を見据えた取り組みを進めてまいりましたが、今、栗林議員の中から町に見捨てられるのではないかなという住民の不安の声については、大変残念に思います。我々の周知不足を痛感しており、大変心苦しく感じたところでございます。

昨年までの予約制乗合バス事業については、状況を報告いたしますと、運行業務委託や予約センター運営の委託費、燃料費などを全て含めて約2,300万円の経費がかかっております。

歳入としては、利用者からの運賃が約150万円で、国・県からの補助金が約500万円であります。町の負担は1,650万円となっております。事業費に占める運賃収入の割合は約6%で、今後も持続的に運営するために、限られた予算や資源をどう有効活用するかということに主眼を置いて、令和6年度から地域交通リ・デザイン推進事業の中で検討を進めてまいりました。

結果といたしまして、このたびの予約制乗合バスのダイヤ改正・エリア再編もその取り組みの一環でありまして、限られた資源を最大限に活用することで、利便性と持続可能性の両立を目指す取り組みとしてまいりました。

利便性を上げる視点としては、JR陸羽東線代行バスとの接続調整を行い、広域移動を必要とする方の乗り継ぎ利便性も確保しました。

また、病院利用者が多くを占めていることから、病院の診療時間に合わせた始

発便の調整を行うなど、利用実態に即したダイヤ構成としたところでもございます。

効率化のための視点としては、利用状況を詳細に分析した結果、稼働率が低迷し国の補助金要件を下回る東エリア満沢方面と前森黒沢エリア、月楯萱場エリアの3エリアの午後の便を削減する一方で、需要の多い東エリアの赤倉堺田方面と西エリアについては、5便から最大7便へと増便をしたところでもあります。これにより、日常的に利用される方々の足を確実に守りつつ、無駄のない効率的な運行体制を構築をしております。

さらには、深刻化するドライバー不足に対応し、安定した運行を長期的に維持するために、運転手の休憩時間を適正かつ明確に設定をしたところでもあります。

これらを踏まえて実施したダイヤ改正による一部エリアの減便につきましては、本町の公共交通全体を将来にわたって維持をし、維持可能なものとするために、利用実績に基づく資源の再配分を行ったものであります。限られた予算と車両を需要の高いエリアや時間帯に重点的に充てるための苦渋の決断であることを何とぞご理解をいただければと思います。

次に、議員から提案をいただきました予約受付時間の早朝の対応につきましては、現時点では慎重に判断せざるを得ないと考えておるところでございます。

本町では、令和6年度まで月曜日の早朝受付を実施しておりましたが、その利用者は月間僅か2件程度にとどまっております。また、その多くが決まった利用者によるものであったため、予約センター業務の効率化と適切な運営を目指し、対象となる方々へ丁寧に説明を尽くした上で、令和7年4月から受付体制を見直したところでもございます。

制度変更から現在に至るまで、利用者の方々からは特段の支障や苦情等は寄せられておらず、おおむねご理解をいただいているものと認識をしているところでございます。

続きまして、公共ライドシェア「あるタク」の料金も踏まえて、今後の地域公共の取り組みの展望についてお答えをいたします。

まず、「あるタク」は、令和7年2月に町内のタクシー事業者が営業終了するという危機的な状況に対して、予約制乗合バスだけでは補い切れない住民の皆様の移動ニーズを支えるため、NPO法人アルカディアもがみ様と町が協働で立ち上げた新たな取り組みであります。

料金設定につきましては、現在も実証実験の段階でありまして、将来にわたって持続可能な運営を目指して検証を重ねているところでもございます。ご指摘の遠隔地利用のご負担につきましては、地域交通を維持するための必要コストと捉えております。町民の皆様の経済的負担も十分に理解をしておるところでもございます。

本年3月に東北運輸局から公表された新運賃では、県内タクシー料金では初乗

り700円、距離240メートルごとに100円が加算されるとなっております。これらと比較いたしましても、「あるタク」はより安価な設定をしているところでもあります。

また、町内事業者の輸送サービスである介護タクシー「かもしか」は、これら県内タクシー料金を採用していることから、共存・すみ分けも考慮しなければならないという公共的な視点も重要であります。このような点において、料金設定においては不可欠な要素となります。

本町における地域公共交通は、昨年度の検討の結果、町外への移動を担う鉄道の陸羽東線が幹となり、安価で定時運行を行う予約制乗合バスが自宅から主要な目的地までを結ぶ枝として、個別・緊急的な移動を最上町版の公共ライドシェア「あるタク」や介護タクシー「かもしか」で補うというネットワークを構築することができました。これらを維持していくことが、町の財政状況下において唯一の現実的かつ持続可能な道であると考えておるところでございます。

住民の皆様はこのネットワークを安心して使いこなしていただくことが、何よりの不安解消につながると確信をしておりますので、そのため今年度は公共交通の利用促進に向けた事業を展開する予定であり、この度の6月補正予算でもそのための予算を計上させていただいているところでございます。

今後とも、議員をはじめ地域の皆様から具体的な現場の声をお寄せいただきながら、制度の改良と周知に努めてまいり所存でありますので、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げて、まずは答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 栗 林 なぜ減便になったのかの説明等もしていただきました。その回答を伺った上で、やはり一番感じているのは、町民の皆様から私が聞いていることと、町のほうに、例えばクレームとか要望というものがあまり届いていないという今の回答だったんですが、少しギャップがあるなというように私は感じました。今回の質問、文書の中にも、質問の中にも町から見捨てられてしまうのではないかという言葉を私質問の中にあえて入れさせていただいたんですが、これを聞いたとき、私も正直言って、少しそのご意見が大げさなご意見に聞こえてきてしまったというのを私自身も実はあります。ただ、よく話を聞いてみると、これがやはり今使っていらっしゃる方ではない方のご意見が多いんです。もう間もなく返納しなければならない時期が近づいているという方のご意見というのが、こういう意見がすごく強く、なお多かったです。そういうところにぜひ私は着目していただきたいなというふうに思っています。

というのも、ほかのいろいろな事業をしていて感じていることなんですが、ほんの2年、3年ぐらい前までは元気にいろいろな地域活動等に参加していらっしゃる方が残念ながら近頃になって、例えば一緒に生活していらっしゃるご家族が

亡くなったとか、急に寝たきりになってしまった途端に急に力を落としてしまう方というのが大変多く感じています。それだけ一緒にやりましょうというような感じでしていた地域活動がどんどんどんどん衰退していくというのが、本当に目に見えて衰退しているというのを非常に感じています。それだけやはり町民の皆さんが不安というのは、この町は私たちのことは考えてくれないんじゃないかというふうに思う気持ちというのが、いろいろな町民の方とお話する上で、やはりこんなふうに町民の方はこのほんの少しのことがとても不安に感じてしまうんだなというふうに感じました。

ただ、いろいろ財政的な面、それから、ほかの地域との兼ね合いということで、この新たなタイムスケジュールを組まれたということも、やはり町民の一人としては理解をしなければならないことだというのはよく分かりました。

ただ、先ほども言ったように、実際に今使っていない方も、この間まではこうしてくれたんだけど、例えば月曜日の朝の予約の問題ですけれども、今まではしてくれたんだけど、今度してくれなくなってしまったようだということが、割と今使っていない方に不安を大変募ってしまうように感じました。ぜひこの件に関しては、いま一度ご検討いただきたいなというふうに思っております。

また、ライドシェアの運行状況のことを時々運転をされる方等にライドシェアどうですかということで私もお尋ねしたりするんですけども、たくさんの方にご利用いただいていますよということでお聞きしております。確かにこの「あるタク」と書かれた車があちこちに運行されているのを私も目にします。

ただ、ここへ来て、田植の時期にドライバーの方が少し不足している。せっかくお申込み、予約をいただいているのに、ドライバー不足で申し訳ないんですけども対応できなかったということがあったというようなことを私先日耳にいたしました。これ、大変残念なことだなと思います。このライドシェアにつきましては、この運行状況がうまく回転していけば、多分観光のお客様にも対応したい。そういうようなお考えもあるということは、以前にもお伺いしました。今の町長の答弁にもありましたように、持続可能という言葉がありました。長く、私もぜひこの公共ライドシェアと予約制乗合バスがうまく具合に機能して、町民の皆様が不安なく生活していただけるということを望んでおりますが、実際にドライバー不足、対応がちょっと難しいということは今ないのでしょくか。それを確認いたします。

町長 大変ありがとうございました。私たちはこれから町に見捨てられてしまうというこの文字が大変ショックだなと思って聞いておったら、これは利用、今されている方でなくて、これから免許返納も含めた形での不安もいただいていると、こういうふうなことで伺ったわけでありますので、まさしくこういった対応についてもきめ細かいこれからの対応は当然のこととしてやっていかなきゃならないと

は思っているところもございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、ライドシェアについての運転手の問題等についても、これもやっぱり今、陸羽東線が止まっておりますので、ただ、今運営をしながら工事も順調に進めているわけではありますが、やっぱり来たお客さんにどのような形の2次交通の手立て、これは最も私はこれから大事な施策の一つにしたいなとこんな思ひで、改めてNPOアルカディアもがみさんがまずはスタートしましたが、これもいろいろな建設部会の皆さんにもお願ひしているのは、毎日協力ができなくても、土・日だけでも応援はできますよ、毎日できないけれども、午前中の何曜日には応援をできますよとこういった形で、そういった運転手の確保なんかもネットワークをつくることによって、それを最上町の改めて公共交通の大きな目玉として、これからの関係人口、交流人口を増やす。それを熱く語りながら実績をつくった上で、さらに全線の沿線がそういう対応で臨むということがあれば、地域の第2期の地方創生の戦略の都市と地方の共生社会に、ああ、こういう形でお客さんに対応しているんだよねということが大いなる私はPRにつながるんでないかなとこんなふうに思っておりますので、また、実証運転という形で継続しておりますけれども、今、栗林議員からおっしゃっていただいたいろいろな課題をさらにさらにきめ細かく対応して、これからの2次交通の手立て、足の確保というのは、極めてこれからの少子高齢化の時代の中で大事な政策でありますので、検討させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃ、さらに、そのことも踏まえた上で担当課のほうからも少ししゃべらせてください。

総務企画課 課長 ただいま栗林議員からご質問いただきました。

今、町長が申しましたとおり、一番最初の質問でございますけれども、将来にわたって不安視する方たくさんおろうかとは思ひます。ただ、今年、昨年度ですか。きちんとフレームのほうはつくらせていただきましたので、これが未来永劫続けるといふわけではなく、当然ながら、状況に応じては見直しは当然かけておりますので、まずは現在どのような方がどのように困っているかという点につきまして、今回ダイヤ改正もさせていただきながら、または、収支状況なども勘案させていただきながら、このようなフレームをつくらせていただいたというようなことになります。将来にわたっては、当然ながら年度年度事業の効果も見ながら検証してまいりたいというふうに思ひます。

あと、もう一度検討してほしいという部分の朝の部分です。朝の部分につきましては、やはり令和6年度のほうできちんと対応しておったんですけども、その実績がなかなか見えてこなかったという部分がございましたので、このたびのいろいろな改正の中の一つとして見直しをさせていただきました。やはりただ見直しただけでは、そういった逆に利用できなかった方の意見が反映できなくなり

ますので、具体的にもう一度こういったところでお困りになっているのかというところをもう一度確認をさせていただければなというふうに思っております。ただ、この公共交通の仕組みは、大きな仕組みはつくりましたので、例えばどういう場面で、福祉の場面なのか、医療の場面なのか、または教育の場面なのか、そういった内容をもう一度精査をさせていただいて、それに合った新たな、例えば補助券を出すとか、タクシー券を補助するとか、そういったところも検討しながらもう一度見直しをさせていただければと思います。まずはこの基本フレームで今年度もスタートをしながら、不足な点は改良もまた考えながらしてまいりますので、まずは昨年度実証実験を踏まえた内容を踏まえて、当面このような流れで走らせていただければなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

2 番 分かりました。せっかく、せっかくというか、ガイドブックにあるとおり、い
栗 林 ろいろ検討されて今年度のこんなふうに仕組みをつくったということなので、それ
に利用する方も慣れていただくことも必要かと思っています。ですが、やはり
ライドシェアの料金の見直し、早々には変わるものではないというのは私も理解
しておりますが、今、課長がおっしゃられたように、これからまた再検討し、私
もただ意見を聞くだけではなくて、本当にどうなのかというところを町民の皆様
と考えて、また私も取り組みたいと思っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

部活や学校行事等の長距離バス移動について、こちらは教育長に回答をお願い
いたします。

先日、5月のゴールデンウィーク中の出来事でしたが、新潟のとある高校で、
部活の遠征に向かう途中に21人死傷するという大変悲惨なバスの事故があり、
高校生の貴い命が失われました。本当に残念です。事故に遭われた皆様にお見舞
いを申し上げ、また、亡くなられた方に哀悼の意を申し上げたいと思います。

当町の部活動、中学校の部活の遠征については、私も実際、自分の娘たち中学
校卒業したのはもう大分前のことになりますので、ちょっと情報が古いかと思う
んですが、スクールバスや公車などの対応で、運転は職員等が担当している、今
もそのように対応しているのでしょうか。また、送迎が個人対応の場合に、過去
には、これは町内の出来事ではないんですが、保護者運転の車に同乗したほかの
お子さんの方が事故に巻き込まれるなど、移動の問題については様々な問題が起
こり、ほかの家族の車に同乗しないなどというルールづくり、これは皆さん、中
学生を持つ親御さんなり部活動の中で、ほかの家族の車には同情しないでくだ
さいという確固たるものではなくて、申合せというか、そんな感じのルールづく
りがありました。

たとえプロのドライバーであっても、100%事故を起こさないということは
ありませんが、大切なお子様を預かる、また、保護者は預けるという上で学校側

が責任を持って対応する。全ての責任を問うという意味ではありませんが、責任を持って対応すること、また、保護者の皆さんにこういった交通、バスなり何なりを使うことを納得していただくこと、理解していただくこと、そして、長距離のバス移動では保険を掛けるなどの必要があるのではないかと思います。

町では、現在バス移動についてどのように対応しているのかお尋ねします。

バスの問題はほかにも、例えば修学旅行でしたら観光バスなども利用するでしょうし、小中学校に限らず、社会教育などにおける研修会などにも当てはまることではないかと思いますが、併せてお答えください。

教 育 長 栗林議員の2点目のご質問にお答えいたします。

議員からは、部活動及び学校行事等における移動の安全性確保について、昨今の痛ましい事故を踏まえ、子どもたちの命と安全を守るための極めて重要かつ切実なご質問をいただきました。心より敬意を表しますとともに、保護者の皆様の抱かれる不安に対して、町としても真摯に向き合わねばならないこととして改めて気を引き締めているところであります。

ご質問いただいたバス移動の安全性並びに学校教育や社会教育活動における長距離バス移動の在り方について、以下のとおりお答えいたします。

まず、本町の中学校における部活動遠征の現状についてです。

現在、部活動の遠征等の移動につきましては、可能な限り町のスクールバスや公用車を活用し、専門の運転手や関係職員が運転を行う体制を取っております。

運転はスクールバス運行事業者との業務委託契約を取り交わしており、運行管理規程にのっとり運行しております。

専門の運転手や部活動指導員が不足し、保護者または外部指導者が運転する場合につきましては、運転業務委託契約を運転手と取り交わして対応しております。

令和8年度の状況につきましては、学校から会場まで生徒送迎のためのスクールバスや、楽器運搬のためのコンテナトラックについて、保護者や外部指導者との契約した実績が2件、3名という状況でございます。

スクールバス運行事業者並びに保護者・外部指導者のいずれの場合も、運行前の健康状態とアルコールチェック、安全運行についての点検を徹底した上で運行しており、万が一、事故等があった場合は、業務委託契約により町有自動車共済の保険が適用されることとなっております。

保護者の皆様による送迎につきましては、かつて慣例的に行われていたケースもございましたが、議員ご指摘のとおり、他家庭への同乗による事故等のリスクを重く受け止め、現在は学校において保護者間の送迎は原則禁止、もしくは保護者個人の責任において送迎を行うといった慎重なルールに基づき対応していただいております。

さらには、運行者の指定や運行計画の事前承認、長距離移動の際は運転者を複数配置する、あるいは十分な休憩を義務づけるなどの運行管理ガイドラインについて事前に十分理解していただきながら、保護者の皆様の納得と安心を積み重ねておるところです。

また、現行のガイドラインを再点検し、教育委員会として厳格なチェック体制をしいてまいります。

次に、修学旅行や社会教育活動全般への適応についてお答えいたします。

子どもたちの活動に限らず、生涯学習や社会教育活動においても、移動の安全性は同様に重要です。現在、町が所管する事業においては、原則として安全管理基準を満たした運送会社を利用することを基本としておりますが、今後も部活動のみならず、全ての教育関連行事において運行管理ガイドラインにより、安全レベルの底上げを図ってまいります。

最後になりますが、子どもたちの貴い命を守ることは、学校や教育委員会だけで完結できる問題ではありません。保護者の皆様の深いご理解とご支援、そして地域の協力体制があつてこそ実現できるものです。

教育委員会といたしまして、今後も保護者の皆様のお声に耳を傾け、一つひとつの懸念事項を解消する努力を惜しまず、今回のご質問を契機として、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちを安心して送り出せる環境を整え、組織一丸となって取り組んでまいります。

議員におかれましては、引き続きご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

2 番 バスの運行業務につきましては、業委託管理、また、外部ドライバーの方が運
栗 林 転されるときもしっかり業務委託契約を交わされているということで、しっかりした体制を取っていただいているということで、安心いたしました。

山形県によりますと、高校の教育委員会のほうですか、県の教育委員会のほうで、高校の部活遠征手段の調査等を行っているということを知りました。県の教育委員会から何かこういった通達なり、ご指導なりがあつたのかどうかというのをまずお伺いします。

議 長 暫時休憩します。

休 憩 10時52分
再 開 11時03分

議 長 休憩前に復し、会議を再開します。
引き続き一般質問を行います。

教 育 文 化 課 栗林議員からは、県からの改めての通知があったのかというご質問を頂戴いたしました。

今般の事故を受けまして、部活動の遠征等における安全確保について再度の注意喚起ということで、痛ましい事故が二度と発生することのないよう対応の徹底をお願いしますという形での通知文のほうが8年5月19日付で文科省より県の教育委員会を通じて町の教育委員会のほうに届いております。

部活動の遠征等における安全確保についてということで、内容については大きく5点ほど盛り込まれております。

まず、1点目が部活動の移動も含めた校外活動の安全確保について、2点目が事業者との適切な契約の締結等について、3点目が遠征等の必要性、また、移動手段の検討について、4点目が部活動中の安全確保と事故発生時の適切な対応について、また、最後、全体として顧問の先生任せにせず、教育委員会や学校組織全体で部活動には取り組むようにといった、そうした内容の通知のほうが届いております。

2 番 栗 林 やはり確認し過ぎということはないと思いますので、安全を第一に考え、運転業務、運行業務、移動手段等に対応していただきたいと思います。

また、運転業務についてなんですが、いろいろな、例えばスクールバスとか保育所の送迎バス、町でも先ほど前の項目で質問させていただいた町内の公共交通等のドライバーさんが全体的にドライバーが不足している、また、高齢化しているという問題があるというようにお聞きしています。これは本当に年齢の制限を持つのかどうかという細かいところまでは、まだちょっと今回は質問しないんですが、やはり高齢化というのはどこでも本当に悩ましいといえますか、どうしてもそういった方たちに頼らざるを得ない状況というのは、私も痛感していますが、やはり決めていただいた規則にのっとって、健康でしっかり運転できる方の運転というのをぜひ心がけていただきたいなと感じました。

私からの質問、これで終わります。

議 長 これで、栗林浩子議員の一般質問を終わります。
次に、4番 佐藤正市議員に発言を許します。

4 番 おはようございます。

佐藤（正） 通告書に基づき、質問させていただきます。

質問事項は、地域スポーツクラブ化の現状についてです。

文部科学省・スポーツ庁が推進する地域スポーツクラブ化は、町民の生涯スポーツの推進や健康増進に資する重要な施策であると考えています。

最上町におけるクラブ設立の進捗状況、運営上の課題、今後の推進方針につい

て、町の見解を明らかにすることを目的とし、町民の皆様への入会勧誘を促進してくべきと考えており、質問します。

西公園という都市公園の中に有する自然環境に満ちあふれたスポーツ施設で、老若男女、子どもたちがスポーツに親しむ姿や笑顔を想像して提言したいと思います。

現状把握として、町内における地域スポーツクラブの設立状況及び対象地域は。

参加者数の現状はどのようなようであるか。

学校施設の利用活用状況はどのようなようであるか。

町が行っている支援の具体的内容、例えば指導者派遣あるいは補助金など。

2つ目は、課題の確認として、運営上の課題、特に指導者の確保やクラブ間連携の現状はどうであるか。

課題解決のための具体策や方針はどのようなになっているのか。

3つ目として、今後の展望について伺います。

町としての地域スポーツクラブ化推進計画はどのようなになっていくのか。

町民参加型促進に向けた施設や方針への取り組みと内容をお伺いします。

町 長 4番さん、佐藤議員からは、地域スポーツの現状についての質問をいただきました。

1点目の質問であります現状の把握についてお答えをいたします。

まず、町内における地域スポーツクラブの設立状況についてであります。

本町では、総合型地域スポーツクラブとして、子どもから高齢者まで誰もがいつでも気軽にスポーツや文化的活動に親しみ、楽しめる環境を目指して、心身ともに健康で活力ある地域社会の実現を目的としたもがみ西公園スポーツクラブが令和2年度に設立をされました。

特定の地区に限らず、それぞれの種目単位で活動されるスポーツ少年団や、社会人を中心とした各種スポーツ団体がそれぞれ町内にある屋外グラウンドや学校体育館を活用して活動をされています。

令和7年度における参加人数につきましては、グラウンドゴルフ協会の大会・練習会が556名、春と秋のスイミングクラブが956名、前期・後期のスポーツスクールが580名、前期・後期のサッカースクールが1,300名、トレッキングが20名となっており、もがみ西公園スポーツクラブ全体として年間延べ約3,500名の方々より参加をいただいているところでございます。

学校施設の利用状況につきましては、現在、平日の夜間や土・日の週末において、もがみ西公園スポーツクラブのスポーツスクールのほか、多くのクラブが学校体育館を利用しています。

大堀・向町小学校の体育館が5団体、瀬見・月楯・東法田・富沢・赤倉の旧小

学校体育館が8団体の計13団体が利用している状況であります。

施設の老朽化への対応、鍵の管理等を適切に行いながら、使用後は自主的に清掃を行っていただくなど、皆様方のご協力をいただきながら持続可能な施設管理運営に努めているところでございます。

町としての支援については、現在、体育施設の無償提供や減免措置を行っているほか、スポーツ少年団等に対しては活動費の一部補助や、指導者講習会への参加支援も行っております。

しかし、専門的な指導者の確保や、多様なスポーツニーズの対応という点では、まだ十分な支援が行き届いているとは言えない状況でありますので、引き続き国や県への働きかけや連携を努めてまいりたいと思います。

次に、2点目の運営上の課題についてであります。最大の課題といたしましては、議員ご指摘のとおり、指導者の確保、そして継続的な組織運営にあります。現在、多くのクラブが保護者や地域の熱意あるボランティアの方々に支えられています。

しかし、少子高齢化や労働環境の変化により、指導者の成り手不足は、他の自治体同様、深刻化をしております。活動の継続が困難になるケースも見受けられます。

また、それぞれのクラブが個別に運営を行っているため、クラブ間の連携が図られておらず、ここが大事であります。情報共有や相互の協力体制が未熟な点も課題としてであると認識をしております。

これらの課題を解決するためには、特定の個人に負担を集中しない組織的な運営体制への転換が急務となっております。現在は、教育委員会と地域が連携をし、まずは各団体が抱える具体的な悩みを一つひとつヒアリングしながら、情報の集約を行っている段階でございます。

次に、3点目の今後の展望と推進方針についてでありますけれども、町といたしましては、国が推進する地域スポーツ・文化芸術活動の推進の流れに沿い、当面の推進方針として大きく3点を挙げさせていただいております。

1点目としまして、総合型クラブへのニーズに応じた支援であります。具体的には、地区スポーツセンターのクラブ訪問を通じた指導者スキルアップセミナーやクラブマネジャー養成講座への参加の呼びかけと、クラブアドバイザーによる助言の指導や好事例の紹介をいただきながら、安定したクラブ運営ができるよう支援をしてまいりたいと思っております。

2点目といたしましては、生涯スポーツ全般への支援の充実でありますけれども、町スポーツ推進員をはじめ、スポーツ協会と連携した研修会や事業の情報を迅速かつ積極的に提供してまいります。

3点目としては、スポーツ指導者の育成であります。新たなシステムとして、県がスポーツ人材発掘のため令和5年度に立ち上げたリーダーバンクやまがたの

普及を進めてまいります。各クラブの指導者が指導者のネットワークにより研修や交流がこれからの環境づくりにつながる最も大事なところでありますので、努めてまいりたいと思っております。

町民がよりスポーツを楽しみ、参加を促進するために、スポーツをしたいという関心や意欲を参加の機会に結びつけていくことが最も重要と捉えておりますので、今後は、SNSや町広報を活用した情報発信を強化し、子どもから大人まで幅広く、スポーツ初心者の方が自分に合った運動を見つけられるサポート体制を整えていく所存であります。

これらの取り組みは、町だけで実現するものでありませんので、スポーツの団体や関係者の皆様、そして学校や保護者の皆様のご協力の下、密に連携を図りながら、地域の知恵と活力を結集をして、町民一人ひとりが心豊かにスポーツを享受できる環境づくりに取り組んでまいりたいと思いますので、議員の今まで以上のご理解、ご支援をよろしくお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 再質問はありませんか。

4 番 この現状を踏まえますと、地域スポーツクラブ移行化は着々と進められ、実行
佐藤（正） されていると思います。

また、総合型地域スポーツクラブの運営も大変難儀なことだと思っております。参加する部員数とか人数が増えれば、指導員の確保あるいは加盟団体が増加すれば、施設確保、道具確保等の課題が増えてくるものと思います。特に重要な課題は指導者の確保だと思っております。私が提言したいのは、その現状、スポーツ少年団や中学校の指導者は、保護者やスポーツ少年団のOBの皆さんが実費でライセンスを取得し指導者になり、さらにゲーム審判等の資格を保有し、謝金が十分でないままに尽力なさっていらっしゃいます。この現状を踏まえますと、この現状をやっぱり町は、先ほどあったんですけれども、町も把握はしているということだったんですが、あまりにも指導者のスポーツ少年団とか、中学校の指導者の負担が大きくなっています、そのときにはもうちょっと町は指導者における負担の現状を捉えてあったのかということをお聞きしたいんですが、お示してください。

町 長 今後の課題も含めて、最も大事な視点をご指摘いただきました。何といたっても人材育成なんですよ。そういった意味で、このスポーツについては、私大変期待されているんだというその意欲を持って、次の時代の子どもたちに託せるようなこのスポーツの体制、組織体制というのは極めて大事でありますので、そういう意向は思いつつ、進めてはいるわけでありまして、今、佐藤議員がご指

摘いただいたいろいろな課題も理解をさせていただいた中で、さらにさらに充実した最上でのスポーツ体制の人材育成に努めてまいりたいとこんな思いでいるところでもありますので、さらに担当のほうから熱い答弁させますので、よろしくお願いします。

教 育 文 化 課 長 やはり町といたしましても、スポーツ指導者の育成については今後の課題、また、推進していく上で大切な方針でもございますので、ライセンス取得等に関する町からの補助というところは、スポーツ推進員の皆様からのご意見などもいただきながら検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4 番 よく分かりました。やっぱり指導者さんの負担というのは、軽減化を図っていかねばならないと思っていますし、これから総合型スポーツクラブが最上町の町の発展とともに成長していくように、やっぱり指導者の確保は絶対やらなきゃいけないことだと思っていますので、ぜひ指導者の謝金でもいいですから、補助金でもいいですから、国では学校・地域連携スポーツ活動推進事業ということで、文科省、それから地域スポーツクラブ強化事業ということで、スポーツ庁が各補助金を用意してあります。この辺の補助金の申請をして、今のものがみ西公園の総合型スポーツクラブの資金の確保に申請したりして努めてもらって、指導者に対応する謝金等の補助を十分に受けるようにしていただきたいなというのが私の思いでありますので、ぜひそれを実現してもらうようお願いできないでしょうか。よろしくお願いします。

教 育 課 長 ただいまの佐藤議員のご質問についてでございますが、これから担当者関係の会議等もございますので、その辺意向として十分伝えさせていただいて、十分な謝金とまではつながっていかないかもしれませんが、今後検討させていただきたいと思います。

あわせて、昨日、生涯スポーツ担当の職員とちょっと話す機会がございました、その中でちょっと確認したことなんですが、指導者の育成とまではいかないんですが、活動団体への支援というようなことで、町としても助成させていただいているということで、去年は僅かではあるんですが、1万5,000円ほど、今年は何とか2万円というようなことで、額的にはそんなに大きくはないんですが、助成を図りながら団体そのものをご支援していきたいとそんな思いでありますので、その辺につきましてもご理解お願いしたいと思います。

4 番 分かりました。
佐藤（正） 最後に、どうしてもちょっと確認しておきたいことがあります。先ほど栗林議

員からも質問がありましたが、クラブ活動の移動手段について伺います。

地域スポーツクラブは、文科省、それからスポーツ庁、地域での生涯スポーツ参加の推進を目的に、学校・自治体・民間団体が協力して地域スポーツクラブを運営する取り組みを進めるとあります。主な目標は、子どもから高齢者まで地域全体でスポーツ参加機会を確保、地域のスポーツ団体や指導者の連携強化、学校施設を地域開放し、地域クラブ活動に活用とあります。町のもがみ西公園スポーツクラブは、さらに付け加えて、先ほどおっしゃられていましたが、スポーツ・文化振興に関する事業あるいは競技力の向上に関する事業、青少年健全育成に関する事業、健康普及に関する事業、スポーツ環境の整備に関する事業、指導者育成・研修に関する事業、地域コミュニティの活性化に関する事業、その他クラブ目的達成のための必要な事業といった地域に根づいたクラブ化を目指しているものと推察します。

現状のクラブ施設への移動は、自己責任の施設集合型を試行しており、最近問題となった高校生の部活動送迎時のバス事故等の危険回避を行っているものと思っています。ある意味ではリスク管理ができていられるように見られるのですが、国のほうからは、モデル校、地域スポーツクラブ化の推進に当たり、送迎安全のガイドラインを各自治体に提示してくる予定になっているそうです。最上町はどのように対応する予定か、お伺いしたいと思います。

教 育 長 地域スポーツクラブに向けてちょうど移行期にあるわけで、国としましては、昨年度が改革推進期間、そして8年度から、そして13年度にかけて改革実行期間というような大きな位置づけであります。各自治体の教育関係者とちょっと話をする機会がございまして、その辺の地域クラブの進捗状況をお聞きますと、やはり県内においては、やっぱりどうしても広範囲であるために、大規模都市のような形で移動手段というのはそうそう確保できない。正直なところ、保護者の力に頼らざるを得ないという、この辺やっぱり実情もありまして、かなりここを打破するというのは、大きなハードルになっております。今後、いろいろな支援は当然出てくるわけですが、ここ最上町にあっては、例えば地域クラブが新庄市あるいは他館にあった際に、どうしても移動距離が長くなってしまって、子どもたちもなかなか自分がやりたいそういったクラブに所属して活動ができない、あるいはできにくいという状況がございます。非常に悩ましいところではあるんですが、現在、中学校でいいますと、もう地域クラブにかなり相当数の子どもたちが所属して、例えばバスケットボール、野球にしてもそうなんですけれども、他の地区の中学生と合同で練習、そしてチーム編成となっております。できる限りこの機会をやっぱり減らさないというか、子どもたちのニーズ、保護者のニーズに沿った形で支援はしていきたいんですが、町の公共、そういう交通機関を使つての移動というのは、現実的にはなかなか厳しいというものがございますので、

その辺はいろいろ関係者等も含めて今後考えなければならぬところではあるんですが、現時点におきましては、非常に保護者任せという、あまり言葉的にはよろしくないんですけども、それで何とか成り立っているという状況がございますので、その辺も十分ご承知おきいただきたいと思います。よろしくお願いします。

4 番 ぜひそのように善処していただいて、地域スポーツクラブ化の移行推進を図っていただきたいと思います。

佐藤（正）

あと、並びに最上町独自のクラブ員の送迎なんかもちっと検討していただければ、例えば具体的には地域巡回型バスなんかを検討していただければと思うんですが、重ねて指導者の謝金や資格取得補助金等の予算化と、国と県の助成金の申請なんかもしていただきながら、十分な補助と対応をしていただきたいと思います。

以上で私の質問終わります。

議 長 これで、4 番 佐藤正市議員の一般質問を終わります。
次に、8 番 山崎香菜子議員に発言を許します。

8 番 お疲れさまです。

山 崎 新緑の風景の中、水田に水が張られ、山々が映り込み、最上町が最も輝かしい季節になりました。

特産のアスパラガスも例年より早い収穫となり、旬のアスパラガスを求めて、県内外から観光客が訪れています。

東根市のさくらんぼ議会に負けないよう、例えばこのマイクをアスパラガスにして、アスパラガス議会というものもいずれ行ってみたいなど個人的には妄想しているところです。今回は、私は2つの質問を用意してまいりましたので、アスパラガスのように真っすぐなご答弁をお願いいたします。

まず、1つ目の質問に入ります。

放課後子ども教室事業の連携を。

現在、向町小学区と大堀小学区の放課後子ども教室事業において、向町はワイルドエドベンチャースクール、大堀ではわんぱく学校が開催されています。

どちらも魅力的な事業で、子どもたちが最上町での自然体験を通じて郷土愛や自然との関わりを学ぶ貴重な機会となっています。

ワイルドエドベンチャースクールに関しては、両学区の児童が参加できる内容となっておりますが、現在のところはそれぞれの学区で開催されている教室への参加がほとんどではないでしょうか。

イベント開催日が同日になることや内容が類似することもあり、区をまたいだ

参加がしづらい状況です。また、参加人数も少子化に伴い年々減少していることも課題と感じます。

そこで、双方の事業の連携を提案します。日程や内容などを調整していただき、わんぱく学校へも向町学区の児童が参加できる仕組みをつくることはできないでしょうか。

将来的に中学校で合流する際にもなじみやすくなるメリットがあると考えます。また、最上町全体が子どもたちのフィールドになることで、他地域を知らながら、より多様な経験をしてもらうことができると考えますが、いかがでしょうか。

教 育 長 山崎議員の1点目のご質問にお答えいたします。

議員におかれましては、日頃より町教育行政の推進に多大なるご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。また、本日は放課後子ども教室という、次代を担う子どもたちの健やかな成長に直結する大切なテーマについてご質問をいただきました。

議員がおっしゃるとおり、ワイルドエドベンチャースクール及びわんぱく学校では、本町の豊かな自然を生かしたかけがえのない学びの場となっております。子どもたちが地域の方々と触れ合い、郷土への愛着を育む姿は、町民はもとより我々町職員にとっても大きな誇りであり、その重要性を深く共有するものであります。

現在、町では向町小学校・大堀小学校区におけるワイルドエドベンチャースクールと、大堀小学校におけるわんぱく学校の事業を推進し、それぞれの特色を生かした運営を行っております。地域の方々の熱意により支えられている一方で、議員ご指摘の参加人数の減少という少子化の波にはあらがい難い現実がございます。

また、運営面においては、それぞれの地域の行事予定やボランティアスタッフの確保等優先としてきた経緯があり、結果として開催日が重なることや、互いの活動内容が十分に共有されていないといった課題があったことも認識しております。現場の皆様が真摯に取り組んで成り立つ事業であるとともに、物理的・時間的な制約から、子どもたちの選択肢が狭められている現状については、町としても心苦しく感じております。

こうした現状を踏まえ、議員からの両事業の連携による子どもたちの交流促進というご提案は、本町の教育環境を一段高いステージへと引き上げる、建設的かつ重要な視点であると捉えております。

今後に向けた取り組みといたしましては、両教室の運営団体による調整会議を設け、団体相互の年間活動計画を早期に共有し、可能な限り日程が重複しないよう可能な限り調整を図ってまいります。

また、一方のイベントをもう一方の校区へ広報し、相互参加を呼びかける仕組みを構築してまいります。

また、各校区の特色あるプログラムを相互に開放し、町内全域の子どもたちがどのプログラムにも参加できるよう、イベントの拡充を目指します。小学校段階からの校区を越えた友人関係を築くことにより、中学校入学時のスムーズな移行にも寄与するものと考えます。

さらに、単なるイベントの合同化にとどまらず、最上町の自然や歴史を一体的に学ぶ町独自の体験カリキュラムの策定も検討してまいります。

これからの施策を実現するために地域指導者の願いや、保護者の思いを共有し、これまで大切に育ててこられた各校区の伝統や特色ある取り組みを尊重しながら、子どもたちのために今できることを皆様と共に考え、汗をかいまいる所存です。

加えて、子どもの体験機会の創出の観点から申し上げますと、町内においてはほかにも体験活動を実施している団体があり、豊富な教育資源を活用した自然観察や体験活動も多くあります。

かむろもがみ少年少女発明クラブは、工作や電子部品の組立てを行いながら、子どもたちのものづくりに対する感性を育てる先進的な活動団体と言えます。これらの体験活動は、地域の方々の子どもたちに寄り添ったきめ細かいサポート体制によるものと深く感謝いたします。

また、町外でも神室少年自然の家や最上広域教育研究センターにおいて、多彩な体験活動が催されております。今後、ポスターの掲示や、幼児施設・学校を通じながら参加を呼びかけてまいります。人気の高い企画につきましては、ぜひ好事例として参考にさせていただきたいと思えます。

少子化により、参加者が少ないという現状もある中、さらに効果的な情報発信手段として、幼児施設、小中学校の保護者向けメール機能を使った情報発信や、子育て支援情報に特化した「もがみっこネット」を積極的に活用し、情報発信の充実にも努めてまいります。

町民の皆様、そして議員の皆様には、本事業がより発展的でオープンなものとなりますよう、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

町や最上地区全体が一つの大きな学びやと捉え、子育て憲章にうたわれている子どもたちとの約束を果たすべく、「この町に生まれてよかった」、「この町で育ってよかった」と実感できる環境づくりに全力で取り組んでまいりますので、議員のご理解のほど、よろしくお願い申し上げ、答弁いたします。

8 番 前向きに両教室での情報共有であったり、重複を避けたスケジューリング、そ
山 して相互参加への調整をしていただけたらということで、答弁をいただきました。
ぜひ早急にというか、できるだけ早くそのような体制になっていただければあり

がたいなと感じているところです。

私の娘も実際にワイルドエドベンチャースクールに参加し、本当に最上町でしか体験できないような貴重な体験機会をいただいていると感じております。ぜひ私のほうでも様々な保護者、そして子どもたちに呼びかけて、参加人数の増加もお手伝いできたらいいなと思っているところです。

この両事業におかれましては、最上町の魅力を凝縮したすばらしい事業ですので、ぜひ都市圏との交流にも役立てながら、関係人口の創出ができる機会だとも思っております。様々事業、放課後子ども教室という中で、そういった都市の子どもたちが参加するというのは難しいのかもしれませんが、ちょっと方法なども探っていただきながら、例えば町長が興味を示しておられるデュアルスクール事業に組み込みながら、学校と地域双方の魅力を発信することが可能なのではないかと考えております。

少しデュアルスクールについて、ご存じの方はもちろんいらっしゃると思いますが、説明させていただきますと、地方と都市、2つの学校の行き来を容易にし、双方で教育を受けることができる新しい学校の形のことです。地方と都市の交流人口や関係人口の増加による地方創生と少子化への対応、子どもの豊かな体験機会の提供の視点から、地方と都市の学校を結ぶ教育環境を創造することによって、地方と都市双方の視点に立った考え方のできる人材を育成するとともに、2地域居住や地方移住を促進することを目的としたものです。

都会の方々としてはそういった自然体験ができるメリットがあるのと、実際にこちらの地方のほうから都会の学校に行くということも可能ですので、双方のよさを認識することで、より豊かな考え方であったり、こういった時代を生き抜く力を育める貴重な機会になるんじゃないかなと思っています。

まずは、デュアルスクールの検討を今後行っていく必要がありますが、どのぐらいそういったことに町に興味を持たれているのか、教えていただければ幸いです。

教 育 長 ただいまの山崎議員の質問についてお答えさせていただきます。

これからの教育の在り方として、当然このデュアルスクールというのが一つのモデルとなって、都市と地域とがつながっていく、そういった形が取られていくのかなというふうに思います。ただ、まだ具体的なところで話は進んでいないというのが実情で、交流につきましては、現段階においては一時的なものと。教育課程の編成をし直してどうしていくかという、またそういった段階は次のステップというふうに捉えておりますので、まずはそのニーズということになるかと思いますが、その辺はこれから調査しながらという動きになると思いますが、今のところは、まだそこについては具体的なところは進んでおりません。

ただ、一方で、今年のことになります。今年度沖縄の子どもたちと本町の、

特に向町小で受入れになるんですが、子どもたちとの交流というような機会が持たれます。そういったところで子どもたちの学びのそういったところを拡充していきたいなというふうに、体験活動と併せて学びを拡充していきたいなというふうに捉えておりますので、今後様々な情報をお聞かせいただければありがたいと思います。

なお、アンテナを高くしながら、そういったデュアルスクールの在り方についてもできるところで検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

8 山 番 崎 なかなか難しい、すぐには難しい事業だとは思いますが、今後、いずれ小学校の統合なども検討されていく中で、こういった方向性を、各課に関わることにもなってくると思いますので、相互に共有というか、学んでいただきながら、ご検討いただければと思います。

次に、2つ目の質問に移ります。

前森高原の早期改善と指定管理者募集について。

前森高原に関わる職員の皆様が日々工夫し発信したり、イベントを企画されていることをSNSを通じて拝見しております。手探り状態の中でご尽力いただいていることに感謝申し上げます。そのことを理解した上で、今回の質問をさせていただきます。

また、質問を提出した時点で、6月1日より募集を開始しているアイスクリーム・ハム・ビアハウスの利用事業者募集について確認ができておらず、既に実施している内容が含まれておりますが、提出時の内容のまま質問させていただきます。

現在、前森高原、引き馬とコテージのみの運営となっておりますが、実際に訪問した方から、今までのような楽しみが少なくなり、リピートしたいと思えなかったとの感想をいただいております。施設を訪れた際の飲食の有無は、滞在の満足度に大きく関わるものです。種類を絞ってもよいので、アイスクリーム製造・提供の早期再開を求めます。キャンプサイトも営業を停止しているようで、今まで利用されていた方から再開を求める声が上がっています。

また、ドッグランの位置が変わっており、利用者が不便を感じているほか、公園の遊具周り等に雑草が伸びており、管理体制に不安を感じました。早期改善に向かうために、以下の質問をさせていただきます。

1つ目、地域おこし協力隊制度の活用による前森高原の魅力づくりを検討できないでしょうか。

2つ目、指定管理者を募集する計画は、現在どのような状況でしょうか。

3つ目、指定管理者を募集するのであれば、実績のある事業者を見つけるためにどのようなアプローチを行っていく予定でしょうか。

以上、質問にお答えいただければと思います。

町 長 8 番さん、山崎議員の 2 点目のご質問にお答えをいたします。

前森高原の早期改善と指定管理者募集についてお答えをいたします。

前森地域活性化施設につきましては、町民の皆様や町外から訪れる方々から多くの期待を寄せられている重要な観光拠点であると認識をしているところでございます。

同施設につきましては、今年度より町の直営として運営をしておりますけれども、その中で、議員をはじめ多くの方々から貴重なご意見をいただいておりますことに、深く感謝申し上げたいと思います。頂戴しました一つひとつの声に真摯に向き合い、施設の利便性向上及び環境整備の充実に向けて早急に取り組んでまいりたいと思います。

さて、議員ご質問の地域おこし協力隊制度の活用による地域づくりについてでありますけれども、前森高原の活性化は、町全体の観光戦略においても優先度の高い課題と認識をしておりますので、現在、地域おこし協力隊員による情報発信などを中心に、前森高原の魅力を創出するための取り組みを職員と連携をしながら行っているところでございます。乗馬や飲食機能の復活、キャンプサイトの再開に向けソフト面の支援の強化のためにも、観光面での地域おこし協力隊事業は、極めて私は大事なことでないかなとこんなふうに思っております。

この前、改めてオープンしたときに、今、4 月から地域おこし協力隊と来ていただいて、女性の方も一緒に来ていただいて、私も乗馬と一緒に楽しませてもらったこともありますので、この地域おこし協力隊の役割は、台湾との交流なんかも含めて考えたときに極めて大事な制度を大いに活用していきたいと思っておりますし、先ほどいろいろな教育長の答弁にもありました。いろいろながみネットやデュアルスクール、こういった方々にも、ただ単にそういう文書でお願いするという約束でなくて、私は道具をつくった形で発信をしてお願いするという形が最も説得力につながるなとこんなふうに思っているんです。この前の河川公園のオープンのときにも、子どもたちから大きく育ってねと稚鮎を放流していただいた、あれも動画で私はつくったわけでありましてけれども、いろいろな町の取り組みを前森にとどまらず、いろいろな地域の魅力を子どもたちが体験をしているということも、これは動画で PR するというのがこれからの私は大きな魅力の一つの戦略になるなとこんなふうに思っておりますので、今度の 6 月 7 日、8 日も友の会の総会にもあります。そういったことも含めて、友の会の応援団の皆さんからもそういう認識の中でこの最上の魅力、子どもたちの頑張り、そういったいろいろなデュアルスクールや、動画でのネット活用というのは極めて大事ななとこんなふうに思って、今、山崎さんの質問を受けて、改めて決意をさせていただいているところでございます。

単に運営主体を決めるだけでなく、前森高原が本来持つポテンシャルを最大限に引き出せるよう、柔軟な各施設の利用事業者を広く公募をしていく所存です。公募に当たっては、前森高原の可能性を共感をし、かつ確かな実績と運営能力を持つ事業者を決定していくことが重要と認識しておりますので、6月から募集を開始をしながら、7月に審査委員会を開催をし決定する運びとなっているところであります。そういった中でのPRするにしても、ただ来てくださいだけでなく、動画で発信をすることによって、ああ、こういう形で最上は頑張っているんだなということで地域貢献に私はつながるんでないかなとこんなふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

前森高原は、最上町の自然と食を楽しむ上で不可欠な施設でありますので、町といたしましては、利用者、地域の方々のご意見を真摯に受け止めながら、一日も早く前森高原のにぎわいを取り戻せるよう全力で取り組む所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。共に頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

8 番 3施設の事業者を募集している段階だとは思いますが、今までのような指定
山 管理者制度を使わずに、単体での利用ということでハードルを下げたのではないかと推察しますが、実際はやはりもちろん共感して、一応連携も取るという前提で募集をされるのかなとは思いますが、仮にここで事業者が見つかったとしても、前森高原全体のブランディングを誰かが行わない限りばらばらになってしまい、連携が取られない可能性が危惧されます。このような各施設の事業者が募集型になった経緯を教えてください。

商 工 観 光 課 長 ただいまの質問にお答えします。

先ほどの町長の答弁にもありまして、昨年从前森高原みらい共創円卓会議を開催しております。そちらの中でも指定管理者制度ありきではなく、個別の施設の利用形態も考えていくべきではないかというような意見もいただいたところであります。今年度も4月25日のオープンから開始しまして、やはり議員おっしゃるとおり、アイスないんですかとか、ハムないんですかというような意見は多々いただいているところであります。全体的なブランディングも必要ではあります。何とか土・日来られる方の飲食の提供をもって、にぎわいをぜひ早急に回復したいなということもありまして、円卓会議の皆さんとも話し合っ、こちらの3施設をまず早急に利用者募集して、夏の利用者のにぎわいの創出を図っていきたくと現在考えているところです。

募集につきましては、先ほど議員おっしゃられるように、6月1日から募集のほう開始しているところです。

以上です。

8 番 円卓会議で早急に対応するために今回の募集を行っているということなんです
山 崎 が、個人的な感想としましては、なかなか月額の利用料とか、そういったものも
拝見しますと、かなりリスクが、リスクというか、かなり覚悟を持たないと始め
られない事業ではないかなと思っていますところ。もし、目ぼしいというか、
事業者の目星がついていて、何となく今回の行けるかなというところで始まった
のかはちょっと分からないんですが、そのまま行くと、指定管理者制度というこ
とは今後導入されないのか、もしくは、入居していただいた各事業者と連携を行
うための指定管理者をいずれ募集するのか、お考えをお伺いいたします。

商 工 観 光 ただいまの質問にお答えいたします。

課 長 確かに従来の指定管理者制度での運営から大分異なった形での運営になってく
ると思います。やはり3施設の利用者募集して、何とか決まっていたきましたら、
そちらの業者さん、また、円卓会議の皆さんとも話しながら、将来のあるべき
姿をきちっと検討していきたいと考えております。

先ほど議員おっしゃられたとおり、統括となる、ブランディングする主力の一
番主となる部分が必要でありますので、そちらについてはまず当面のところ町の
ほうで積極的に利用者の方々とも話し合いしながら行っていきたいと考えていると
ころです。

以上です。

8 番 正直言いますと、やはり町のビジョンなしに見切り発車でスタートしてしまう
山 崎 と、結局後々大変なことになるんじゃないかなという心配があるので、可能であ
れば同時進行で、前森高原のブランディングの部分をそういった有識者であつた
り、専門の方にちょっと依頼をするというような流れも必要なのかなと考えてお
ります。

先日、実際にコテージのほう見学行ったんですけれども、その日はゼロ。平日
だったんですが、その週はほとんど利用者がいない。土・日も一組、二組の利用
だったというお話を管理人の方から伺っております。コテージの利用料が1棟当
たり2万8,000円という、私にとっては高額な設定と感じております。この
料金の算出根拠をまずお伺いしたいんです。例えば、近隣の若あゆ温泉のあゆっ
こ村コテージの利用料は、同様のスペック、内容で、平日1万2,000円、金
土・日・祝前日1万4,000円、ハイシーズンが2万1,000円と利用しや
すい設定になっております。また、あゆ温泉の温泉もあり、食材も産直で購入で
きるなどのメリットもあります。例えば、前森のコテージに2名で利用したいと
いう場合、素泊まりで1人1万4,000円というのは、やはり高過ぎるように
感じます。基本的な料金に1名追加当たり幾らという設定をされるのが普通なの
かなと思うんですが、そのあたりの値段設定の根拠、そしてまた、バーベキュー

コンロの貸出しもないということで、せっかく自然の中での楽しみでもあるバーベキューができないのは、とても利用者の満足度を下げてしまっているのではないのでしょうか。こちら、どのように今後検討されていくのか、教えてください。

商工観光課 長 ただいまの料金設定についてですが、前森高原の設置条例に基づいて、1棟当たりの2万8,000円ということで設定しているところです。先ほど議員おっしゃられるとおり、やはり今後の展望等も含めて、町のほうでも前森高原のあるべき姿というのをきちっとつかんでいきたいと考えているところです。今年度につきましては、昨年度から行っているアドバイザー事業の堀先生のほうからも前森高原、先日見ていただきまして、いろいろな意見のほうをいただいているところでもあります。その意見と、繰り返しになりますが、円卓会議の皆さんとの意見交換を行いながら、やはり自然を楽しんでいただく場所ということで、前森高原のほう活用のほうをさらに検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番 山崎 設置条例に基づいた料金設定ということではありますが、ちょっと近隣の施設などの料金設定も見ながら、利用しやすい価格帯をちょっと再度ご検討いただきたいなと思っております。

また、前森高原一帯の事業として、大場満郎さんの冒険学校やカムロ窯、はらっ葉そばさんなど、民間事業者との連携も本当にこれから必要になってくると思います。ホームページにはそういった情報、例えばリンクを張る、またはきちんと紹介するなど、そういったことも今の段階では行われておりませんが、今後そういった連携なども相乗効果につながると思いますので、必要と感じますが、こちらの部分はいかがでしょうか。

商工観光課 長 確かに民間との連携は必要だと考えております。先ほど町長からもありましたとおり、動画の配信がPRの戦略効果的だということもあって、職員の中でもSNS、インスタ等を活用して、乗馬状況でありますとか、本日の前森高原の天候等も随時発信して、動画という形で発信もしているところです。議員も見ていらっしゃるということでしたので、そういったこともどんどん発信しながら魅力のほうを伝えていき、何とか人を呼び込んで、できたら飲食のほうもなるべく早く展開できればなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

8番 山崎 やはり中身をももちろん充実させたいうえでの魅力発信のための動画は必要なことだと思いますので、今やはり不足している部分しっかり補いつつ、動画のほうもしっかり併せて発信していただければなと思います。

以上で8番 山崎の一般質問を終わります。

議 長 これで、8番 山崎議員の一般質問を終わります。
一般質問は全部終了しました。
ここで、13時まで休憩します。

休 憩 12時03分
再 開 13時05分

議案審議

議 長 それでは、休憩前に復し会議を再開します。
これから議案審議を行います。
日程第5 報告第1号 株式会社最上町地域振興公社の経営状況の報告についてを議題とします。
町長に報告を求めます。

町 長 報告第1号 株式会社最上町地域振興公社の経営状況の報告についてご説明を申し上げます。
このことにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度の経営状況を説明する書類を作成をし、議会に提出することが求められておりますので、別紙、関係書類をもって、株式会社最上町地域振興公社の経営状況を報告するものであります。
よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

6 番 私からちょっと確認をしたいところがありまして、おらだの川キャンプ場なんですけれども、すごく手入れがきれいになっているなど、この間私利用させていただいたんですけれども、そういう確認はしてきたんですけれども、ちょっとどうしてもそこから林道に、お風呂に入りに行くときに、どうしてもやっぱり、前回も言ったんですけれども、街灯がないというところで、少しやっぱり不気味な感じがするなというところがあり、最近やっぱり熊も出没するとか、イノシシもあの辺は結構いるものなので、街灯をやはりつけたほうが早期発見につながるので、やっぱりあそこには街灯をつける必要があるんじゃないかなというのが一つです。
あともう一つは、キャンプ場ではなく、駐車場のほうにキャンピングカーで来られて宿泊されている方々とか、あと、河川のほうにキャンプを張って使用され

ている方たちが見受けられます。そういう方々にはキャンプ場の利用料金というのは発生しないのではないかなとは思いますが、やはり河川のほうで急にゲリラ豪雨があつての安全面とかということもあり、ちょっと掲示等もして、一応そこでは宿泊等はしないようにというような掲示物があつたほうがいいのではないかなとは思いますが、その辺のこと確認されているかというところをちょっとお伺いいたします。

副 町 長 ご提案も含めたご質問ありがとうございます。

まず、林道とキャンプ場の街灯がないということで、以前もあつたんですが、やはり今、この熊の状況でございますので、これはやっぱり検討しなければと考えています。

やっぱりキャンプ利用者のもう七、八割方は、お風呂とセットで利用されているということで、当然そのセット料金もそちらのほうになっていますので、必ず動線は必要になってくるなというふうに考えています。こちらのほうは、ちょっと検討させていただきたいなというふうに思っております。

あと、もう一点の駐車場へのキャンピングカーへの宿泊に対しての使用料については、ちょっとここまで、こまいところまでまだ確認はちょっとできていないのですが、基本的には申込みされて使用料を頂いているということになっておりますので、なお、こちらについても詳細に調べながら、おっしゃるとおり、宿泊の規制等については検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

1 番 私から今回報告書の中、3ページの営業の概況の中で書いてあるんですが、町
宮 本 が管理している部分のところでちょっと聞きたいんですが、老朽化しているところの部分で、昨年1月中旬から3週間にわたり、水道本管の原因不明の断水などがあつたということが書いていました。この部分というのは、その後、原因不明というところが解明できているのか、それのしっかりと今後も修繕しなくても大丈夫な見込みがあるのか、その部分ちょっとまずお聞きしたいなと思います。

副 町 長 おっしゃるとおり1月に水道の配管の部分で、道路下に埋設されている管のほうに不具合があるということで、断水という時期がございました。ただ、対象としましては、私どもの建設水道課の職員が総出で水を供給したり、すぐに仮復旧を行って、長期の営業の休止がないように努めたところでございます。先月、本復旧が一応完了しているということで、そちらのほうについては、今後はそういうことのないように十分注意しながらも、対策については万全を尽くしているところでございます。

原因について、もし建設水道課長のほうであれば説明させますので、よろしく

お願いします。

建設水道課 宮本議員のご質問でございます。

原因につきましては、やはり水道管の老朽化に伴いまして、水道管が亀裂があったというところで、冬期間でもございまして、なかなかその場所が発見できなかったというところがありましたので、今、副町長が申し上げたとおり、現在は本復旧を終わりました、給水を開始しているような状況でございます。よろしくお願いします。

1 番 やはり土の中というか、その中に入っている部分でなかなか見えない部分、また、冬期間ということもあったんですが、昨年も質問したことについてまた質問することになるんですが、やはり西公園のプールの施設もそうですし、西公園エリア、体育館のほうは除却したところもあるんですが、この老朽化した施設をこれから継続していくのであれば、どこまでこうやってしっかりと運営、安全面を考えてできるのか。あと、また、利用が少なくなっていて、やっぱり今後も回復が見込めないものについては、今までと違って新たに生まれ変わらせる。いまだに有効活用が図られない旧テニスコートであったり、例えば旧体育館の跡地であったり野球場、そういったものも少し利用者のほう昨年度増えているところありますが、団体のほうは変わっていないのかなと思うんですが、そういったところ、野球場の部分も野球場ではなくて、新たにもう多目的に使える人工芝のグラウンドにするとか、あとは、小学校の授業でも使われている温水プールの施設もこれからどう維持していくか。そういったところも含めて、やはり西公園エリアを今後どうしていくのか。これをまず様々な方からも意見をもらいながら、この西公園の活性化検討委員会なるものをやはり立ち上げて、議論して動いてほしいと昨年言ったんですけれども、副町長のほうからは力強く何もしないと、そのままの維持管理はあってはいけないと痛感していると。何よりも利用者の安全性を損なう管理はあってはならない。ご提案のように、改めて広く意見を聞く検討委員会の設置を進めていきたいということを言っていただきました。

その後、私もちょっとあまりそういった動きが見えないんですが、どのように今、この西公園エリア、将来的なところの含めた検討委員会というか、有識者も含めた計画、そして実行に移していくということをしてほしいなと思うんですけれども、その部分お聞きしたいなと思います。

副町長 宮本議員からは、昨年と言わず、その前の年も同様なご指摘をいただいているということで、重く受け止めています。

結論から申しますと、昨年度目に見えるような動きというのは、ちょっとできかねなかったというのがおわび申し上げながら、反省するところでございます。

あそこの施設については、社会体育の長寿命化計画というのを令和2年度に策定して、令和3年度から10年計画の計画がございます。ちょうど丸5年が今経過しているところでありますが、ただ、対象となっている西公園の施設では、野球場と、それから多目的グラウンド、あともう一か所が温水プール、その3施設だけがどうするかということに一応なっていて、りんどうとか様々そういった部分は入っていないというところがございます。

それから、その当時の判定でA B C Dという老朽化の判定もございましたが、それひもとくと、特に野球場についてはフェンスとか、ダッグアウトとかスコアボード、これはC判定というような判定になっていまして、このC判定は、このままにしておくと危険だという、一番下がDなんですけれども、あと、プールについては、屋根とか屋上が外壁がD判定になっているというような状況でございました。こういったことを踏まえると、まず今年度はやっぱりこの見直しもしなければならぬということも考えています。検討委員会を設置も必要なんですが、その前に町としては今後どういようなことを考えていくかということのを少しアウトラインをつかんだ中で、検討でそういう議論をしてもらう場が必要になってくるかなというふうに思っております。

ただ、方向性としては、これから様々な修繕費どれだけかかるかとかをいろいろ試算した中でなんです、例えば野球場については、年間で700人ぐらいの利用というような状況でございます。プールとか多目的は7,000人超の利用がございます。特に、あとプールについては、学校教育の水泳教室としても必須な施設になっているということでもあります、これは当然その2施設については現状を維持をしなければならないという考えであります。ただ、野球場については、やっぱり宮本議員おっしゃるように、あのまま維持していくということはかなり相当な障害があるというふうな踏まえであります。俗にいう選択と集中、それから、新しいものにとということもございしますが、コスト的なものを考えながら、野球場のままずっとそれを保っていく、それから、テニスコート等は閉鎖したままでやっていくという、そういったことに縛られるわけにはいかないんじゃないかなというふうに考えております。ただ、町で示しても、それは予算の都合という理由ではなくて、今後の西公園という観点で、関係者の皆様から検討していただくというそういうスタイルで、町としての考えもきちんと入れながら進めていくべきかというふうに考えております。

- 2 番 私からは、りんどう、簡易宿泊施設のことをお伺いします。
- 栗 林 実は、温泉の利用している方、結構町内、町外問わず、いろいろな方がたくさんご利用になっていただいていると思います。町内のとある方なんですけれども、いつもお風呂に入られて出た後に、玄関入って左側に少しテーブルと椅子が置いてあって、そこで少し水分補給などしながら、そこでよく会うお友達とかと

お話をしたりというコミュニケーションを取る場所として、あの場所を使われているそうです。ところが、あるとき、少し話が盛り上がって、ちょっと声が大きくなってしまったらしくて、食事しているほうの、レストランやられているほうの方から、何か静かにしてほしいというようなご注意を受けてしまったといつて、そのご本人が大変気分を害されたということをちょっと耳にしました。逆に言えば、レストランですから、お酒も入って大変楽しくにぎやかなお食事をされる方もいらっしゃるの、それはお互いにというふうには思うんですけども、その境目になっているところの壁というか、仕切っているところの上が少しこう空いている空間があるので、そういうところを塞ぐなり、防音するなりすると、そういったお互いに気持ちよくその場所が使えるのではないかなと思うんですが、そういった区切りみたいなものを少し改良されたいかがかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

副 町 長 りんどうも最初は簡易宿泊所ということで、もともとあそこ、食堂でかなり広いスペースで、風呂上がりなんかはあそこでゆっくりとあったのですが、やっぱり3年ほど前からフレンチのレストランも入っているということで、いろいろ姿を変えながら、りんどうも可能性もしながらやっていくということで、うまく共営していくといえますか、そういうスタンスで行く必要があるかなというふうにちょっと考えております。

ただいまご指摘受けました、確かに壁上までであると音が漏れないということもございます。ただ、その前に、ちょっとやっぱり申し上げなければならないと思うんですが、りんどうも修繕箇所がかなり大きいところもいっぱいございまして、何を優先して、その施設の寿命化を考えていくかということもちょっと考えなければならないというふうに思っております。ご意見も確かに承りますので、また、利用者の皆さんからもお互いにそういうことを少しでも意識いただきながらご利用いただけると、より快適な利用できるかと思しますので、そちらも施設運営としてもいろいろ貼り紙とか、その辺マナーとか、いやらしいくない範囲で掲示できるようなことも検討していきたいと思います。

8 番 私も関連して温水プールの部分なんです、先ほど現状維持、子どもたちの利
山 崎 用もあるということと、年間7,000人利用しているということもあってということだったんですが、やはりかかる年には1億ほどの修繕がかかっている施設になります。ですが、やはり利用料見ていると、年間、今年は86万円程度ということで、もちろん維持管理とそこは同列に考えてはいけない公共施設だとは思いますが、やはり利用者数も年々減っている中で、以前も申し上げたんですが、そういった合宿の誘致をもっと積極的に行ったりとか、営業活動的な部分もぜひ力を入れていただきたいのと、例えばせっかく温水プールがある町ですの

で、夏場だけのスイミングスクールではなくて、もう中学校まで含めたクラブ化、水泳のクラブ化のような形で年間通じてスイミングを、しっかり泳げる選手を目指せるような取り組みなども同時に行っていったらいいのではないかなと考えるところです。

また、ちょっと先日娘と利用した際には、誰も、一人もお客さんがいらっしゃらなくて、にもかかわらず、少し寒かったのか、全ての暖房、上の、多分三、四十年前から変わっていないエアコンですか、がフル稼働してもったいないなと思いつながら、楽しく利用させてはいただいたんですが、やはり長寿命化するのであれば、そういったゼロカーボンシティもうたっている町ですので、省エネ化の部分、またはかなり規模が大きくなりますが、断熱工事、断熱化の部分を今後残していくという思いであれば検討して、毎年のランニングコストを削減していくような形で、集客と併せて検討していく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

副 町 長 温水プールはもともと教育施設という扱いで、もちろん利用料でペイができるという施設ではないということはまず申し上げなければならないと思うんですが、これまで、最近のここ六、七年間の間に、相当の修繕とか更新で投資をしてきた経過がございます。その投資の履歴からいきますと、当面的にはあそこを存続しながら、もっと利用ということで、今、山崎議員さんがおっしゃったように、営業活動とか、もっと地元の子どもたちが利用できるというようなこともやっぱり頑張らなければならないと思うところです。

ただ、現状をちょっと申し上げますと、まず、大学関係とか、今まで合宿でプールを利用してきた町外のそういう学校関係の団体の水泳部員が激減しているという状況があって、これがりんどうの宿泊数にもかなり低下に直撃しているという点が1点ございます。

それからもう一点が、今の春と秋でしたでしょうか、水泳教室。西公園のスポーツクラブが主体となる水泳教室であります。これはお子さんの数が減っているという原因は一番大きいと思うんですが、それもちょっと利用が、特にここ一、二年ぐらいに激減しているというような状況あります。したがって、少しでも利用していただくには、その辺の対策、現状課題に対してどういう対策が必要なのか。ここは町もそうですし、公社の担当社員とも連携しながら、ちょうどこの間も株主総会がございまして、そういった話もあって、どういうふうな西公園にいっぱい来てもらうための手だてがないかということの検討、今始まっておりますので、そちらももう少し町としても連携してやっていきたいと思っております。

9 番 水道もいろいろと年齢を食っていますし、建物もそういうふうな状況であるな

佐 澤 と。もう分岐点に来ているのかな。今の現状維持でこの施設を、りんどうを使っていった場合、どれぐらいもつのか。その時点でどうするのか。きっぱりと廃止にするのか。それとも、継続していくのか。ここが今、課せられている問題でないのかなというふうに思うんです。以前にもりんどうのほうから、もう建物が古くなったから新しいのに変えてほしいというような願いはないんですかというようにことをお尋ねした経緯がありますけれども、必ずその時期は来ます。現状維持ならいつまでもつのかということをやっぱり試算をしてみて、新たなものを建てるとしたならば、一気に建てることが無理であれば、少しずつお金をかけながら建てていく。その場所もあろうかと思います。現在のある場所を駐車場に使うのか。何に使うのか、ほごした場合、解体した場合に。その近くにやっぱり場所も変わらなければならないだろうと。前にもこれもお話ししたことがあるんですけれども、プールを下に持ってきたらどうなんですかということでした。今のところでなくて、下に持ってくることはできないのか。そういったことも考えていって、とにかく人口減少という大命題があるわけですから、そのことを踏まえて、これからそれが可能なのかどうなのかということを経営などところ、角度から、これを精査していかなければならないなというふうに思っています。来ていただける人たちに快適な場所として提供するのであれば、そういったことはこれから継ぎ足し継ぎ足しとか、そっちに何か傷ついたからというのでぺたっと貼りつけるようなことではなくて、快適なサービスを提供していくというふうな観点からしたら、やっぱり地下のほうも地上のほうも新たなものにするのか。どこかでもう手を引くのかというふうなところまで来ているのではないのかな。これは目的があって建てられたものですから、それに伴って、今そういうふうな方々から喜んでいただいているということであれば継続になるんでしょうけれども、極端な話すれば、町で抱えている病院もそうです。大きくなればなるほど大変なこともあるわけですから、人口減少に応じた、そういった建物にしていくというようなことも考えていかなきゃならないんでないのかなというふうに思うんです。これをするには町の力がなければできませんし、りんどうのほうで、振興公社でするなんていうことは不可能でしょうから、そういうことを考えていただきたいなというふうに思います。

できればもう一つ、イベントの回数を増やしていただきたい。金山町に行くと、マルシェ、かなりの回数しています、年間に何回か。その都度、何かのイベントをしているんです、その会場で。そういった組み合わせていくと、あの野球場も使えるのではないのかなというふうに思いますし、そういうふうなところもやっぱり、そこだけでない、どこかにも、最上町で何かやるときにはそういうイベントをとにかく多くしていかないと、人は呼び込むことができないんでないのかなと。今回も鮭川村、金山町でまたマルシェが始まるようです。そうやって何回も何回も繰り返し展開することで人を呼び込むことができるんだということ、

そして最上町の魅力を伝えることができるんだということもやっぱり検討に入れていただきながら進めていただきたいなというふうに思いますが、ご意見を伺いたいと思います。

副 町 長 まさに、やっぱり分岐点に来ているというのはそのとおりだと理解するところ
です。例えばなんですが、りんどう、以前この議会でもあそこの多目的のところ
に公衆トイレとか、いろいろ話もあって、そうしているうちに、りんどうの合併
浄化槽もかなり老朽化していると。トイレ造る場合には、合併浄化槽にもう変え
なければならないということで、それも相当な費用がこれからかかってしまう
ということあります。屋根の修繕とか、浴室の天井修繕もちょっと急がなければな
らないということあります。そうした現状課題も踏まえつつ、今、佐澤副議長さ
んおっしゃったように、当面は当面として、今後どういうふうなところに持って
いくかというところをきちんと押さえた中で、ここ二、三年についてはこんな形
にしていこうということを位置づけをしないと、非常に先全然真っ暗な中で、ただ
こつこつ動いているだけでは、ちょっとこれはうまくないかなというふうにちょ
っと思っております。検討委員会も含めて、そういった場所なりも含めた検討を
しながら、ただ、プールみたいに投資している施設もありますので、すぐは、計
画にいくまでは、当面はそこでやっていくとか、そういった結論はやっぱり出
していくべきかなというふうに考えております。

あと、場所についてもですけれども、これは私が今ここで言うこともあれ、そ
の1例だけ申し上げますと、あそこの今、西公園にある施設が全て西公園内にな
いとうまくないのかという議論も、やっぱり同時にこれからは検討が必要になっ
てくるかなということも考えております。あまりそんなに悠長に長い期間とは言
ってはいられないんですが、そういったところの人の動きとか、だんだん縮小に
なっていく地域社会の中でどのような組合せ、位置づけがいいのか、その辺もぜ
ひやっぱり検討すべきかなというふうに肝に銘じておきたいと思います。

3 番 私もこのりんどう、りんどうというか、西公園に関してもいろいろと質問させ
尾 形 てもらいました。せっかくりんどうという名前、ネーミングがあるもんだから、
先ほど佐澤さんも言いましたイベント、私はりんどう祭ということで、りんど
う、いろいろな花と、例えば温泉というのもあそこで開催して、りんどうとい
うものもくつつけられないか、花もくつつけられないかなという祭りも、その辺も
どうかなと。もうそれも10年近く言っています。けれども、まだまだそこまで
行っていなかったという問題で、やはりイベントをあそこでやって、温泉を美人
の湯、美男の湯に入ってもらおうというのもやっぱり一つイベントとしては成り立
つのかなと思いますので、そういうことと、その辺どうかなというちょっと質問
と、あと、あの建物、当然この営業概要の中に、先ほどもあったように西公園

施設全体の老朽化ということもうたわれていますけれども、耐震化に向けてどうなのかなという問題はないのかなとちょっと感じているものですから、その辺、いや、耐震は全然関係ない、しっかりしたと、されているということであれば、それはそれでよろしいんですけれども、その辺で今、町のほうでどういうふうに考えているのか。

また、先ほど合併浄化槽という言葉も出ましたが、西公園にトイレがやはり私は足りていない。前回もいろいろな形でトイレ、しっかりとしたトイレということで話したところ、今のりんどうの施設の脇にできないかということも進めていますという話は聞きましたけれども、でも、何か水道の関係とか、いろいろな難しい条件がそろっていますという、なかなか進んでいないような答弁があったので、その辺のトイレ、今のバーベキュー施設の辺りに予定していますという話は伺っていますけれども、そこから進んでいない状況なので、その辺どのように進めようとしているのか、お伺いしたいと思います。

副 町 長 申し訳ございません。先ほど佐澤副議長さんの質問、イベントの件漏れてしましまして、今、尾形議員さんのほうもありましたので、まずイベントについては、やっぱりこれは必要だろうというふうに思っています。取締役会等とも話題にしなが、というのは、道の駅できて1周年、2周年とかいろいろ、あと、あそこの運営協議会が主催になって、イベントをやって集客に努めていますが、そこには指定管理があったり、観光協会があったり、町が入って合同でイベントやっていますが、西公園についても、何らかのそういった形はやっぱり検討すべきかなというふうに改めて思っているところでありますので、これは町のほうもそうですけれども、りんどうのほうにも話をしながら、公社のほうに話しながら、ちょっとこれは検討していきたいなというふうに思っております。

それから、耐震化のほうですが、町のほうの公共施設、建物に関しては、ほぼほぼいいですか、耐震化のほうは終了しています。していない部分については、一部大堀のほうの大堀地区公民館とか確かにあるんですが、西公園に関しては、耐震化については特段必要ではないということで状況でございます。

それから、トイレのほうなんですが、りんどうをそのまま継続する場合には、必ず合併浄化槽が必要になってくると思っておりますし、そもそも浄化槽の老朽化という面もそうなんですが、あそこに樹木があるんですが、その根っこが浄化槽のほうまで伸びていっているということで、そちらのちょっと危険といえますか、そちらもございしますので、こちらのほうについてはちょっときちんとやっぱり考えていかないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。
これで報告第1号の件の報告を終わります。
ここで、暫時休憩します。

休 憩 1 3 時 3 9 分
再 開 1 3 時 4 3 分

議 長 再開をします。

延 会

議 長 本日の会議はここまでとして、延会にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異 議 な し の 声)

議 長 本日のお会議はここまでとして、延会することに決定しました。

延 会 1 3 時 4 4 分

令和 8 年 6 月 4 日（木）開議

（第 2 日）

令和8年6月定例会会議録

令和8年6月4日 木曜日 午前10時00分開議

出席議員（10名）

1 番	宮 本 浩	6 番	須 貝 康 幸
2 番	栗 林 浩 子	7 番	佐 藤 義 男
3 番	尾 形 勝 雄	8 番	山 崎 香菜子
4 番	佐 藤 正 市	9 番	佐 澤 浩
5 番	菅 孝	10 番	伊 藤 一 雄

欠席議員

なし

出席要求による出席者職氏名

町 長	高 橋 重 美	建設水道課長	奈 良 寿 仁
副 町 長	伊 藤 勝	農林振興課長兼 農業委員会事務局長	野 口 勝 世
教 育 長	笠 原 正 三	ウエルネスプラザ 総括管理監兼 最上病院事務長兼 介護老人保健施設事務長兼 認知症対応型共同生活 介護施設事務長	五十嵐 浩 一
会計管理者兼 会計課長	高 橋 浩 康	商工観光課長兼 エネルギー産業推進室長兼 産業振興センター長	吉 田 徹
総務企画課長	阿 部 剛	教育文化課長	板 垣 由紀子
政策調整主幹兼 危機管理主幹	奥 山 浩	こども支援課長兼 こども家庭センター長	菅 智 子
町民税務課長	高 橋 喜代美	代表監査委員	金 田 勝 雄
健康福祉課長	沓 澤 聡		

事務局出席者職氏名

事務局 長 野 尻 咲 子

庶務係
(専門員)

齊 藤 博 幸

令和 8 年 6 月最上町議会定例会議事日程（第 2 号）

第 2 日 令和 8 年 6 月 4 日（木） 午前 1 0 時 0 0 分開議

（ 議 案 審 議 ）

日程第 1	報告第 2 号	損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
日程第 2	承認第 2 号	最上町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
日程第 3	承認第 3 号	令和 7 年度最上町一般会計補正予算（第 1 1 号）の専決処分の承認について
日程第 4	報告第 3 号	令和 7 年度最上町一般会計繰越明許費の報告について
日程第 5	報告第 4 号	令和 7 年度最上町下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
日程第 6	承認第 4 号	令和 7 年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認について
日程第 7	承認第 5 号	令和 7 年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認について
日程第 8	承認第 6 号	令和 7 年度最上町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認について
日程第 9	承認第 7 号	令和 7 年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認について
日程第 1 0	承認第 8 号	令和 7 年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認について
日程第 1 1	同意第 2 号	最上町農業委員会委員の任命について
日程第 1 2	同意第 3 号	最上町農業委員会委員の任命について
日程第 1 3	同意第 4 号	最上町農業委員会委員の任命について
日程第 1 4	同意第 5 号	最上町農業委員会委員の任命について
日程第 1 5	同意第 6 号	最上町農業委員会委員の任命について
日程第 1 6	同意第 7 号	最上町農業委員会委員の任命について
日程第 1 7	同意第 8 号	最上町農業委員会委員の任命について
日程第 1 8	同意第 9 号	最上町農業委員会委員の任命について
日程第 1 9	同意第 1 0 号	最上町農業委員会委員の任命について
日程第 2 0	同意第 1 1 号	最上町農業委員会委員の任命について

日程第 2 1	同意第 1 2 号	最上町農業委員会委員の任命について
日程第 2 2	同意第 1 3 号	最上町農業委員会委員の任命について
日程第 2 3	同意第 1 4 号	最上町教育委員会委員の任命について
日程第 2 4	同意第 1 5 号	最上町消防委員会委員の委嘱について
日程第 2 5	議案第 3 0 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
日程第 2 6	議案第 3 1 号	車いす用昇降機の取得について
日程第 2 7	議案第 3 2 号	幼児送迎バスの取得について
日程第 2 8	議案第 3 3 号	トイレトレーラーの取得について
日程第 2 9	議案第 3 4 号	ダンプトラックの取得について
日程第 3 0	議案第 3 5 号	令和 8 年度最上町一般会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3 1	議案第 3 6 号	令和 8 年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3 2	議案第 3 7 号	令和 8 年度最上町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3 3	議案第 3 8 号	令和 8 年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3 4	議案第 3 9 号	令和 8 年度最上町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3 5	議案第 4 0 号	令和 8 年度最上町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

（所管事務調査の報告）

日程第 3 6	「人口減少における、持続可能な町づくり」についてに関する所管事務調査の報告の件
日程第 3 7	「エネルギーの利活用と環境に優しいまちづくり」についてに関する所管事務調査の報告の件

開 議

議 長 大変お疲れさまです。
ただいまの出席議員は全員であります。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議 案 審 議

議 長 議案審議を行います。
日程第1 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とします。
町長に報告を求めます。

町 長 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてご説明を申し上げます。
今年2月2日に、最上町役場駐車場内において、ソーラーパネルからの落雪により、駐車中の車両のバンパーが破損する物損事故が発生しました。事故の詳細は、添付資料のとおりであります。
このほどの事故の被害者の車両の修理に係る損害賠償額を決定をし、示談が成立しましたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定について、規定により報告するものであります。
損害賠償金の額は9万2,378円であります。今後とも、公共施設の安全確保に万全を期して取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。
以上、報告とさせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

1 番 おはようございます。
宮 本 今回の役場駐車場で起きた落雪による車両への雪害事故なんですけれども、私たちのほうには全員協議会などでも説明もいただいているんですが、改めて、今後のこの事故を受けての再発防止の取り組み、また今回の雪害事故を受けて、役場庁舎というか、役場の敷地内だけじゃなくて他の公共施設についても改めて点検されたと思うんですが、その部分、ちょっと自分は、道の駅もがみの新しい部分の入り口に入る部分の屋根から駐車場に落ちる雪が少し気になる場所もあったんですが、そういったところを含めて、点検、他の公共施設も含めてされた

のか、その部分をお聞きしたいなと思います。

総務企画課 長 おはようございます。

総務企画課 長 それでは、私のほうから、ただいまの案件を受けましてお答えさせていただければと思います。

やはり、こういった落雪事故というのは、冬期間、いろいろな場面でいろいろな施設において予想されるわけでございますので、これを機に、きちんと朝晩の見回りであったり、除雪時の見回りであったり、そういったところで徹底させてまいりたいというふうに思っております。

改めて、点検したのかというところは、どこがどのようになっているかという点検はしておりませんが、日頃の管理の中で、きちんと徹底してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

2 番 栗 林 私も、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、この事故が起こった状況時に、カラーコーン、あそこのソーラーパネルに雪がたくさんつくときに、ここは危ないですよということで、カラーコーンを設置してあったかと思います。この事故が発生したときに、カラーコーンを置いていなかったのかというのが一つ、それから駐車場内、今、白ペンキで確実に駐車スペースをきれいにしていたいただいております。消えかかっていたところがきれいになったので、皆さん、そこにきっちり駐車をされているかと思います。

駐車場、こういった公共の駐車場だけでなく、例えばコンビニエンスストアなどでも、お客さん同士のトラブルは責任を持ちませんよという立札があったりとかするところをよく見かけます。こちらの庁舎の駐車場でも、やはりドライバー同士のトラブル、そういったものには、こういった対応はしないのではないかと思います。そういったことをしっかり表示されたり、そういうことは今後考えていく必要があるのかなとも思うんですが、町民に理解をしていただくための方法というのは、何か案がありますでしょうか。

総務企画課 長 ただいま栗林議員のほうから質問をいただきました。

総務企画課 長 やはり、民間の駐車場であったりすると、きちっと注意喚起のなされている看板があって、そこでの事故については個人の問題とするところで、注意喚起をなされております。町の駐車場を見渡すと、そういったところが、やはり本庁舎周りにおいては不足しているなというふうに思っております。各施設においては、そういった注意喚起をする看板などは立てておりましたけれども、殊、この庁舎周りにおいては、そういった看板は立てておりませんでした。

なお、今、非常に重要なご意見でございますので、今後そういった事故防止に向けた喚起の看板なり、または注意喚起を促すような方法を取りながら、こうい

った事故が二度と起こらないように、周知徹底してまいりたいと思います。看板になるか、どうなるかこれから検討させていただきますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

2 番 すみません、もう一つ確認というか、質問をしそびれていました。
栗 林 先ほど、しっかりした駐車スペースの白線を引いていただいたということですが、例えば駐車場が混雑しているときに、その白線で停まり切れなくて、その白線、しっかり囲っている以外のところに停めてしまう方もいらっしゃると思うんです。例えば、大ホールの裏側であるとか、いわゆる、こちらで、ここに駐車してくださいとか、しっかりしたスペースでないところに停めてしまう、そういった方にも何か事故が起こった場合には対応するのか、それとも、しっかり駐車エリアはここですよという指定をしたところ以外の事故に関しては、責任は持てませんというような考え方を持っていくのかというのを確認します。

総務企画 ただいまのご質問にお答えします。
課 長 やはり、きちんとしたルールというのは設定しておりませんので、いろいろ常識から考えますと、きちんと駐車ますのあるところに停めて、なおかつ事故に遭った場合は、何らかの原因を追及しながら処理しなきゃならないんだと思います。ただ、粹外、やはり空きスペースなどで起こった事故に関しては、そこまでは、我々の範疇ではないのかなというふうに理解しておりますので、そういったところも含めて、きちんと今、駐車ますのほうも整備しておりますし、イベント等ありましたら、職員のほうは、きちんと別の駐車場に移動するなどの対応はさせてもらっていますので、住民サービスの中で、こういった事故が起こらないように気をつけてながら今後進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

8 番 私も、宮本議員が質問した安全対策の部分なんですが、公共施設であったり、
山 崎 教育施設で、落雪以外にも例えば側溝のカバーとか、あと看板の付け根の部分の劣化とか、あと外壁が剥がれ落ちて、下、歩行者に当たってしまうとか、そういったやはり老朽化に伴う危険性が高まっていると思うんですが、そのあたりの部分の安全対策、計画とか、どのぐらいの周期で点検されているのかとか、そういった部分をお伺いいたします。

副 町 長 何か月に1回とかと決まったルールはないんですけれども、基本的に最上町の場合は、いつも10月から予算の要求の作業が始まるんですが、おおむね大体、夏あたりから10月、11月にかけては、そういった総点検しながら不備なところはすぐに予算計上していくという、取っていますので、基本的には、そういう

ルーチンで行っているということで、ご理解いただければと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

9 番 喉元過ぎればという言葉がありますけれども、起きたのが2月2日、1月は毎日
佐 澤 日のように雪が降っていました。2月の初めも降りました。そのときに、なぜここに駐車できたのかが不思議でならないんです。というのは、除雪はすべきではないのです。この庁舎の南側にもたくさんパネルがありますけれども、その下はもう投げないで、人が通らないように、車が通らないように、そこは投げないようにしています。でも、雪があまりにも多くなってきて排水するときに完全に取ったら、こういう事故が起きるんです。それを周知して、除雪オペレーターの方々が若干残しながらしているわけです。なぜ、これが2月2日のときに駐車できたのかが不思議でならない。

今、先ほども言いましたが、喉元過ぎればということで、この6月になって、2月のことを思い出せないのかなと、皆さんの意見を聞いて思ったのですが、雪があつたらここは残しておくべきところなんです。残っていなかったのかなと不思議でなりません。この確認をまずしなきゃならない、二度と事故が起きないようにするためには、その確認を怠らずにやらなければならないということ。

それから、この専決というのは町長の特権でありますので、我々を招集するいとまがなかったというようなことであるんでしょうけれども、示談されたのが3月13日です。でも、3月定例会が始まったのが3月4日から12日までなんです。なぜ、ここで提出できなかったのか。勇み足ではなかったのかというところ、こういうことも含めて、もっとしっかりと点検していただきたいと。何か、この専決、補正もそうなんですけれども、専決も常態化しているのではないかと、思ってしまうような出来事です。もう少し、こういったことをしっかりと点検していただきたいと思いますが、ご意見を伺います。

町 長 今、佐澤議員から言われたことは、一つひとつ大変な大事な視点でございますので、報告も含めて、対応も含めてきめ細かい対応をこれから今回のことを反省した上で対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 質問した内容と、ちょっと答弁がずれているような感じがしますが、何でできなかったのかという質問をしているので、定例会中に上程できる余裕があつたのではないのかという質問もしていますので、その辺の考え方も出していただければ。

町 長 今、改めて確認したところ、その時点で、まだ示談が成立していなかったとい

う背景もあったということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

9 番 こういつた事故に関するものだけではなくても、議会のほうに丁寧に丁寧にし
佐 澤 っかりと説明すべきであります。口頭だけでなく、口頭では何も残りません。
しっかりと文書を提出していただきたい。

2月20日に起きたものを恐らく、その後、全協の中で口頭で説明されたことは記憶しています。名前もしっかり覚えています。今回のこの上がってきた相手には、示談の相手方ということで、山形県最上郡最上町、個人というふうなことになります。ここに、我々に名前を載せたものが提示されていれば、これは記録として残るんでしょうけれども、個人の方が誰なのか分からない、それを議会で論じて賛成できると思ひますか。あくまでも、この専決は報告です。報告は報告ですので、それはそれで仕方ないかと思ひますが、ただ町民の方々から誰なんだと聞かれて、いや、分かりませんと答えられますか、私たちの立場として。もっと、しっかりと議会と執行部の歩み寄りを考えるならば、両輪などという言葉を使っているならば、私たちに、きちっとした態度で示すべきではないのでしょうか。我々の立場も考えながら、執行部のほうでも進めていただきたい。こういうふうなことを提出されると、私たちは何もしゃべることもできません、もう専決で終わったものですから。今後は、そういったことに対しても厳しく対応していただきたいと思ひますが、ご意見を伺ひます。

町 長 今、佐澤議員からおっしゃっていただいたこと、今回の提案の仕方についての大変な不祥事があったということも含めて、今後そのようなことのないように、この議会の皆さんとの連携も含めて、きちっとした対応でこれから臨んでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。大変申し訳ございませんでした。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
これで報告第2号の件の報告を終わります。

議 長 日程第2 承認第2号 最上町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 承認第2号 最上町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてご提案を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月21日にそれぞれ交付され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、最上町税条例等の一部を改正する必要が生じましたが急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条例第3項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

主な改正内容といたしましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正や国民健康保険税の課税限度額の見直し並びに子ども・子育て納付金の創設等に関する条文を整備するものであります。そのほか、関係法令の改正に伴う参照条項の整合を図るため、改正を行ったものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありますか。
ありますか。

9 番 この条例が改正されることによって、何がどう変わるのかをご説明いただきました
佐 澤 いと思います。

町 民 税 務 課 長 今回の税条例の一部改正の主な内容につきましては、先日の全協のほうでも少し説明させていただきました。大きくは、軽自動車税のこれまでありました環境性能割というものが廃止になりまして、税の軽自動車税の種別割のみが残ることになりまして、その種別割が、名称が軽自動車税ということで一本に改正されるための条文の改正、併せて国民健康保険のほうでは、課税限度額の改正ということで、これまでは限度額66万円でしたが、そちらを67万円に引き上げること。あとは、課税額の改正ということで、医療給付費の課税分と後期高齢者医療の課税分の均等割並びに平等割の課税額を減額するということの条文の改正、あとは、このたび新たに子ども・子育て支援金というものが創設されたことによりまして、所得割、被保険者均等割、平等割が新たに課税されるということで、そちらの改正を主な改正内容として、税条例の改正を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

9 番 1つ、お願いがあります。なぜ、私が質問したのか。先日、全協の中で説明を受けました。町民の方々にお知らせするために質問したんです。ですから、先日、全協の中でお示ししましたと言われると、私がばかなのかなと受け止められ

るのかなというふうに思います。ですので、私の意図としては、これを見ておられる方々、少しでも多くの方々に知っていただきたく質問したわけですので、なるべくならば、最初の文言は取り除いていただきたいなど、私のプライドもありますので。

最後の支援金とありましたけれども、これってどこに行くんですか、国ですか、県ですか、市町村ですか、お示しいただきたいと思います。

町民税務課長 冒頭、先ほどの答弁、私のほうで、昨日の全協での説明というところ、大変申し訳ございませんでした。先ほどの答弁の最初のところは、削除させていただきたいと思います。申し訳ありません。

健康福祉課長 佐澤議員の質問にお答えします。
このたびの子ども・子育て支援金ですけれども、国のほうで令和8年度で6,000億円、令和9年度でおよそ8,000億円、令和10年度で、おおむね1兆円ということで計上しております。そちらのほうについて、では、何に使っているのかということですが、児童手当の拡充であったり、育児休業の就業給付、あとは妊婦のための支援給付ということで、子育てに関わるものに支給するというような形になっております。
以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本件を採決します。
本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議長 挙手全員であります。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

議長 日程第3 承認第3号 令和7年度最上町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 承認第3号 令和7年度最上町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてご提案をいたします。

ご承認をお願いいたします令和7年度最上町一般会計補正予算（第11号）の専決処分につきましては、補正が必要になりましたが急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものであり、地方自治法第179条第3項の規定により、ご承認をいただきたく提案するものであります。

ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億9,049万3,000円を追加し、総額を79億1,481万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくをお願いいたします。

議長 質疑を行います。
質疑はありませんか。
ありませんか。

8番 山崎 すみません、35ページの衛生費の予防接種事業に関連した質問になるんですが、もう専決なので、この内容についてというわけではないんですが、最近、物すごく麻疹が流行しているということをニュース、新聞等で拝見しております。県内では、まだ行っていないかもしれないんですが、麻疹の予防接種に対しての助成金も自治体独自で開始しているところもあるようです。麻疹の感染率がすごく高いと言われているものなので、そういったコロナのときもそうですけれども、そういった予期せぬはやり病が広がったときに、迅速な対応で予防接種の助成金を設置するとか、そういったことが今後、必要な際にすぐ動けるような対応、体制を整えておくことが大切なのではないかなと思うのですが、こちらお考えがあれば教えてください。

健康福祉課 予防接種の関係のお話ということでお答えしたいと思います。

町長 まず、風疹の関係ですけれども、予防接種助成といたしまして、昭和49年4月2日から平成7年4月生まれの女性及びその家族について、実施時期、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの予定で、助成を行いながら受けられ

る体制を整えております。また、乳幼児定期健診におかれましても、予防接種を設定しながら、接種していただく機会を設けておりますので、こちらのほうぜひ活動いただいて、予防に努めていただきたいと思います。

以上です。

8 番 存じ上げているところではあるんですが、今36歳から大体50歳までの範囲
山 崎 の方が女性、男性にかかわらず、まだ1回しか受けていない場合が、ケースが多
く感染しやすくなっているというところで、女性もちろん風疹の予防接種は、
女性にとってとても重要なところで助成金を出していると思うんですが、そう
ではなくて、広い範囲というか、流行してしまうと、生活にも身体的にも支障を来
してしまいますので、その部分お考えをお伺いいたします。

健康福祉 うちのほうで、国や県の助成も使いながら定期接種、健康面も考えてお願いし
課 長 ているところです。

助成から外れてしまう方のご心配という関係で、山崎議員の質問だとは受け止
めたんですけども、もし、そういつて大きく枠から外れるようなことがある場
合につきましては、こちらとしては後で、その辺も考えてはいきたいとは思いま
すけれども、現時点では枠から外れた方につきましては、個人で接種をお願いす
るしかないのかなと今の段階では思っております。

以上です。

3 番 ちょっと遅れました、大変申し訳ございません。
尾 形 私からは、37ページの農業振興費の中で、中段にあります有害鳥獣対策費の
駆除委託料10万円が、今回、専決処分ということで上がっておりますけれど
も、この辺の内容をちょっとお伺いしたいと思います。

農林振興 おはようございます。

課 長 今、尾形議員から、ページ37ページの有害鳥獣駆除委託料10万円のほうに
ついて質問がございました。

こちらにつきましては、この名前のとおりで、有害鳥獣駆除に対するものでご
ざいます。山形県猟友会最上支部最上町分会、最上町の猟友会の皆さんの組織で
すけれども、その最上町分会と1年間、令和7年4月1日から令和8年3月
31日までの駆除業務委託料を結ばせて、仕事をしていただきました。その補
正なんですけれども、当初は90万で去年は走りましたが、9月補正で158万
3,000円、10月補正で120万円ということで370万近くの前算をつけ
させていただいて当たっていただきました。3月末までの精査の中で10万ほど
不足が生じたということで、そちらのほうの補正となってございます。

以上です。

3 番 大変ですよ、熊。もう毎日のように町に出ている状況です。そして、その
尾 形 対応策、当然、今、課長が言ったとおり、猟友会の皆さんに、やっぱり言葉は悪い
ですけども、おすがりするしかない状況で、本当に町民の安全が脅かされて
いる状況で、そこで、昨日あたりも熊が出ましたということであったようすけ
れども、毎日のように猟友会の皆さんが出ている状況であるのかなと。そのた
びに、やはりガソリン代と車で、軽トラックで多分なると思いますけれども、そ
ういうふうな交通手段で歩くわけですけども、例えば委託しているから支払いが
3月末でないと払えないよと。一応、全部で370万ほどの補正はありますけれ
ども、でも、その間にも、やっぱり支払いがされる間でも動かなければならな
いといったときに、今回10万のガソリン代も含めると思うんですけども、なか
なか燃料を入れるのも、今、燃料代が高くなっている状況で、いち早く関係者の
皆さんに、そういう場面でも3か月後でないような、例えばそういうふうに対応
できないものでしょうか、いかがでしょうか。

農 林 振 興 今、尾形議員からは、支払いについてご質問がございました。
課 長 この駆除業務委託料につきましては、1年間をまとめて委託料としてお支払い
しているのではなくて、数か月まとめて概算払いという形で、その完了した区切
りでお支払いさせていただいております。
今回の専決につきましては、最終精算の部分の不足部分ということで対応させ
ていただいております。よろしくお願いします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本件を採決します。
本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

議 長 日程第4 報告第3号 令和7年度最上町一般会計繰越明許費の報告について
を議題とします。
町長に報告を求めます。

町 長 報告第3号 令和7年度最上町一般会計繰越明許費の報告についてご説明を申
し上げます。
このことにつきましては、既に繰越明許の承認をいただいておりますが、繰越
明許費の確定に伴い、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明
許費繰越計算書を調製しましたので報告するものであります。
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、
よろしくお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
これで報告第3号の件の報告を終わります。

議 長 日程第5 報告第4号 令和7年度最上町下水道事業特別会計予算繰越計算書
の報告についてを議題とします。
町長に報告を求めます。

町 長 報告第4号 令和7年度最上町下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告につ
いてご説明を申し上げます。
本件は建設改良費のうち、最上町公共下水道最上町浄化センター電気設備、さ
らに振興事業につきまして、令和7年11月10日に税込み781万円で契約、
発注を行っていましたが、工事で使用する資材の入手が困難となり、年度内に
完了しない見込みとなったため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づ
き、予算の繰越しを行ったものであります。

つきましては、当該予算繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
これで報告第4号の件の報告を終わります。

議 長 日程第6 承認第4号 令和7年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 承認第4号 令和7年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認についてご提案を申し上げます。
ご承認をお願いいたします令和7年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につきましては、補正が必要になりましたが急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものであり、地方自治法第179条第3項の規定により、ご承認をいただきたく提案するものであります。
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ407万8,000円を減額をし、総額を9億6,381万2,000円とするものであります。
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本件を採決します。
本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

議 長 日程第7 承認第5号 令和7年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 承認第5号 令和7年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてご提案を申し上げます。
ご承認をお願いいたします令和7年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分につきましては、補正が必要になりましたが急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものであり、地方自治法第179条第3項の規定により、ご承認をいただきたく提案するものであります。
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ86万2,000円を減額をし、総額を1億5,170万3,000円とするものであります。
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本件を採決します。
本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

議 長 日程第8 承認第6号 令和7年度最上町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 承認第6号 令和7年度最上町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてご提案を申し上げます。
ご承認をお願いいたします令和7年度最上町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分につきましては、補正が必要になりましたが急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものであり、地方自治法第179条第3項の規定により、ご承認をいただきたく提案するものであります。
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ4,792万6,000円を減額をし、総額を12億5,550万円とするものであります。
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

1 番 ちよっと1点確認したいんですが、歳入8ページの国からの交付金の部分で、
宮 本 初めて、ちよっと自分は見たかなと思ったんですが、保険者努力支援交付金、こういうものが今回161万円、国のほうから入っています。これ調べると、高齢者ができるだけ元気で自立した生活を送って、介護が必要になるのを防ぐ目的

で、頑張って取り組んでいる自治体に対して支援する制度ということだったんですが、我が町では、具体的にどのように、これ使われているのかお聞きしたいなと思います。

健康福祉課 宮本議員の質問にお答えいたします。

長 町のほうでは、高齢者が介護にならないよう努めるように様々な事業のほうを展開しております。特に、フレイル予防であったり、また会合のある機会に、介護予防とはどういうことかということで、口内ケアであったり、先ほどお伝えしたフレイル予防、あとは周りの協力で、地域に積極的に活動に接しながら認知の予防と、いろいろ事業を展開してまいっているところでございます。

今回、こういった補助金もありますので、なお今、行っている事業に対して、もっとできることを幅広く集落にも入りながら事業のほう展開しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本件を採決します。
本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議長 挙手全員であります。
したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

議長 日程第9 承認第7号 令和7年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 承認第7号 令和7年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてご提案を申し上げます。

ご承認をお願いいたします令和7年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分につきましては、補正が必要になりましたが急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものであり、地方自治法第179条第3項の規定により、ご承認をいただきたく提案するものであります。

ご提案をいたします補正予算は、ご提案をいたします補正予算は、収益的収入及び支出について歳入歳出それぞれ2, 151万3, 000円を減額をし、総額を11億8, 600万8, 000円とするものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

1 番 今回の支出の部分のところに關しては、看護師の給料の部分の減額になるんですけれども、説明いただきました看護師の方が退職されたことに伴ってによるものだと思うんですが、やっぱりこれから、いまだに看護師の確保というのがずっと課題の中で、看護師の確保をどのようにちょっと進めていくか、そしてまた勤めていただいた方が長く勤めていただくためにも、その職場環境もしっかり随時働きやすい環境かどうか確認していく、改善していくということが求められていることだと思うんですが、その部分の看護師確保、そういったところの部分の今後の取り組み、ちょっとお聞きしたいなと思います。

ウエルネス プラザ総括 ただいま宮本議員のご質問、看護師の確保についてということでお答えさせていただきます。

管 理 監 兼 議員言われるように、確かに今、看護師不足が非常に大きな課題となっている中で、どうしたら確保していけるかということで、ここ数年、随時募集は行っておりますけれども、なかなか応募がないということで、今回、新たに官公庁用のホームページというかがありまして、そこで看護師と、あと准看護師、薬剤師も含めて募集をさせていただいております。当然、町のホームページ、あと病院のホームページでも同様に募集させていただいております。

認知症対応 そのほかにも、先月29日ですか、5月。中学生と高校生を対象にしました、型共同生活 もがみ未来塾というのが最上中学校で開催されまして、最上病院も出展させていただきました。ここ数年、出展させていただいて、看護師の仕事の内容であったり、あと職業体験なども実際していただいたところであります。あと、ほかに、

先月５月ですけれども、山形市のほうで、看護師と、あと准看護師の合同説明会がありまして、最上病院もそちらにブースを設けさせていただいてPR活動を行っておりまして、約７名の方が来ていただいて説明を聞いていただきました。やはり、なかなか応募が少ない中でありますけれども、そういった活動というか、事業にも引き続き取り組みながら、何とか看護師の確保をしてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本件を採決します。
本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、承認第７号は承認することに決定しました。

議 長 日程第１０ 承認第８号 令和７年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分の承認についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 承認第８号 令和７年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分の承認についてご提案を申し上げます。
ご承認をお願いいたします令和７年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分の承認につきましては、補正が必要になりましたが急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものであり、地方自治法第１７９条第３項の規定により、ご承認をいただきたく提案するものであります。

ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ 80 万 3,000 円を減額をし、総額を 1,662 万 6,000 円とするものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

6 番 使用料のほうですけれども、125 万 4,000 円の減となっております。こ
須 貝 の原因をどのように受け止めているのか。あと、最近、どうしても休みのときが
多いのではないかというところ、根本的な見直しというところも必要なのかなと
思うんですけれども、その辺どのように受け止めているかというところをお伺い
いたします。

総務企画 ただいまの須貝議員のご質問にお答えします。
課 長 やはり、瀬見温泉につきましては、入浴料がこのたび 125 万 4,000 円の
ほう減額をさせていただき専決となりました。議員がおっしゃるとおり、施設に
関しましては、約 10 年ほどの施設となっております。その中で、特に浄化槽関
係の浄化槽に絡む部分で、今いろいろな不具合が生じてきているというのが現状
でございます。これら、今年度の中でも修繕のほうはしますけれども、そういつ
た不具合から、少しずつ入浴される方が減ったのではないかと理解しておりま
す。やはり、看板を出している以上、休業するというのは非常に心苦しい状況と
なっておりますので、今後は設備のほうをきちんと整備をしながら臨んでまいり
たいと思います。施設全体が、もう老朽化が進んでいるというのものもあるんですけ
れども、日々点検などをしながら進めているところではございますが、やはり機
械的なところは突然やってくるものでございますので、そういったところ施設整
備、点検等、日頃よりチェックをしながら進めている状況でございます。

特に、やはり温泉水でございますので、浄化槽がなかなかうまく機能しないところ
がたまに出てきますので、その辺が一番大きな、今、課題となっているところ
でございます。そういったところも含め、全体的な整備のほうを進めて、ご入
浴者数の増加に向けて瀬見温泉と連携をしながら、今年度におきましては、こ
ういった収入が上回るように頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い
したいと思います。

8 番 私も関連しての質問になるんですけれども、この共同浴場、地元の方と観光客
山 崎 が使われる場所として、まさに関係人口を創出する場所として、すごく重要な役

割を担っているのではないかなと思っています。その収入の面だけではなくて、以前、友人が入浴した際には、シャンプー、リンスを持っていなかったんですが、地元の方が快く貸してくださって、本当にうれしかったということも聞いております。そういったところで、やはり最上町らしい人付き合いとか、人柄とか、そういったことが伝わる場所でもあるのかな、赤倉ゆけむり館もそうなんです、そういった機能があるような気がしています。

実際、今、旅館の宿泊されている方がどのぐらいの割合で、おおよそでいいんですが、入浴されているのか教えていただければありがたいです。

総務企画課 長 ただいまの山崎議員からは、せみの湯のお客の人数ということで、旅館からどれだけの方々がそこに足を踏み入れてもらえているかどうかというところになるのかなと思います。

旅館の入浴者数につきましては、当然ながら、入湯税を町として頂いておりますので、人数ははっきりと申し上げることはできるんですが、そこから一步踏み出して、瀬見温泉をぶらぶら歩きながら、旅館の中で、旅館のお客様がせみの湯までどれだけ入っているかという調査ですけれども、なかなかそこに至っての調査ははっきり言ってしておりませんので、はっきりと旅館があって、せみの湯があってというような関係性を報告できる場面が、数字を持っていないのが現状でございます。

ただ、瀬見温泉に関しましては、やはりそういった観光客も当然でございますが、町なかを歩きながら、メインの宿を取りながら町なかを歩き、そしてその中で、せみの湯にも入浴するという湯巡りのところもでございますので、貴重な存在であるということは間違いないと思います。当然、これは瀬見に限ったことではなくて、赤倉においても、赤倉のまち歩きをしながら、ゆけむり館に入りながら各旅館にも泊まるという流れもできていますので、そこはきちんと各施設との連携を取りながら、この入浴料にも反映できるように、今後も各地域の温泉組合とも連携を取って進めてまいりますので、よろしくお願いします。はっきりとした数字は取られておりませんので、大変申し訳ありませんが、そのような中で連携して各温泉旅館進めてまいりますので、よろしくお願いします。

8 番 山 崎 例えば、肘折温泉ですと、共同浴場に入れるチケットを旅館でお渡しして、無料で旅館に泊まれた方は入られるような仕組みをつくられていたりして、そういった交流が生まれるような場所をつくっているということでした。もちろん、無料にするというのはなかなか難しいと思うのですが、例えば100円の割引券をもらっていただいて、それで数を把握するとか、何か手法はサービス、なんだろう、来ていただいた方への満足度を上げるやり方は、ゆけむり館もせみの湯のほうもできるのではないかなと思いますので、そのあたり、また引き続き検討し

ていただきたいと思います、いかがでしょうか。

総務企画 ただいま山崎議員からのご質問にお答えします。

課 長 やはり、きちんとした地域との連携を基に、地域の経済のほう動くように努めなきゃならないというふうに理解しております。我々のほうも、そういったチケットであったり、割引であったりというサービスを回しながら、全体的な経済効果が出るような方法は必要かと思われま。商工観光課とも連絡を取りながら、幾ら公共の施設といえど、民間ときちんと連携を取って、お互いに相乗効果が出るような何らかの方法は今後の政策の中で進めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本件を採決します。
本件を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。
したがって、承認第8号は承認することに決定しました。
ここで暫時休憩します。
11時20分に再開します。

休 憩 11時16分
再 開 11時25分

議 長 会議を再開します。

議 長 日程第11 同意第2号 最上町農業委員会委員の任命について同意を求める件から、日程第22 同意第13号 最上町農業委員会委員の任命について同意を求める件までの12件は関連しますので、一括議題とします。

同意第2号から同意第13号までの12議案について町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 同意第2号から同意第13号まで、農業委員の任命に関する同意、一括提案をさせていただきます。

農業委員会委員の選任については、団体等からの推薦または自薦によるものとなっており、当町では、本年3月13日から4月13日までの期間、公募を行ってまいりました。公募の結果、推薦8名、自薦4名の計12名の方から届出の提出がありました。

町農業委員会の委員選出に関する規則に定められております候補者評価委員会が去る5月1日に開催され、12名の候補者全員が農業委員会委員として要件を満たしているとの報告を受けております。

つきましては、藤畑智氏、渡邊紀栄氏、小林吉雄氏、菅慎一郎氏、齊藤常久氏、中島日出夫氏、佐藤真由美氏、松田満理子氏、渡部浩栄氏、大場充氏、菅倫人氏、五十嵐一春氏の12名の任命について同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 これから同意第2号から同意第13号までの12議案につきまして、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を省略し、採決に入りたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異 議 な し の 声)

議 長 異議なしと認めます。
採決は1議案ずつ行います。
同意第2号 最上町農業委員会委員に藤畑智氏を任命することについて同意を求める件を採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。
したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

議 長 同意第3号 最上町農業委員会委員に渡邊紀栄氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。
したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

議 長 次に、同意第4号 最上町農業委員会委員に小林吉雄氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。
したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

議 長 同意第5号 最上町農業委員会委員に菅慎一郎氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。
したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

議 長 同意第6号 最上町農業委員会委員に齊藤常久氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。
したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

議 長 同意第7号 最上町農業委員会委員に中島日出夫氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。
したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

議 長 同意第8号 最上町農業委員会委員に佐藤真由美氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。
したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

議 長 同意第9号 最上町農業委員会委員に松田満理子氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。
したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

議 長 同意第10号 最上町農業委員会委員に渡部浩栄氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。

したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

- 議 長 同意第11号 最上町農業委員会委員に大場充氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

- 議 長 起立全員であります。
したがって、同意第11号は同意することに決定しました。

- 議 長 同意第12号 最上町農業委員会委員に菅倫人氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

- 議 長 起立全員であります。
したがって、同意第12号は同意することに決定しました。

- 議 長 同意第13号 最上町農業委員会委員に五十嵐一春氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

- 議 長 起立全員であります。
したがって、同意第13号は同意することに決定しました。

- 議 長 日程第23 同意第14号 最上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

- 町 長 同意第14号 最上町教育委員会委員の任命についてご提案を申し上げます。
現在、教育委員として活躍いただいております大場かおり氏は、令和8年6月30日をもって任期が満了となります。大場氏は、保護者としてPTA活動や子どもたちの健全育成、また学校と地域を結ぶつなぎ役として豊富な経験を有し、

ご活躍をされております。教育委員として適任でありますので、引き続き同氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和8年7月1日から令和12年6月30日までの4年間となります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を省略し、本件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。
したがって、同意第14号は同意することに決定しました。

議 長 日程第24 同意第15号 最上町消防委員会委員の委嘱についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 同意第15号 最上町消防委員会委員の委嘱についてご提案を申し上げます。
最上町消防委員会委員の委嘱については、令和7年9月定例会で承認をいただいたところでありますが、このたび学識経験者委員に欠員が生じたため、最上町消防委員会条例第5条の規定により、藤畑智氏に委員を委嘱することについて承認を求めるものであります。
任期は、現消防委員の残任期間であります令和9年9月30日までとなります。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

1 番 今回、その提案理由にあった部分をちょっと確認したいんですが、消防委員の
宮 本 欠員が生じた、その部分の理由をお聞きしたいなと思います。

政策調整 ただいまの宮本議員の質問にお答えいたします。
主幹兼 昨年9月議会の中で、同じく、この消防委員の委嘱の部分について、伊藤勝一
危機管理 さんということで、ご承認をいただいていたんですが、その後、伊藤さんがお
主幹 亡くなりになられたということで、それ以降、不在になっていたものでございま
す。このたび、この6月議会の中で、新たに藤畑智さんを委嘱ということでご提
案をさせていただいているものになりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を省略し、本件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議長 起立全員であります。
したがって、同意第15号は同意することに決定しました。

議長 日程第25 議案第30号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町長 議案第30号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご提案を申し上げます。
本議案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和8年9月24日より施行されることに伴い、地方自治法の該当条項の引用がある条例について改正する必要があるため提案するものであります。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議長 質疑を行います。
質疑はありませんか。
ありませんか。

6番 この「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9の第3項」に改め
須貝 るという、これで何か実際、何が変わるのかというところをちょっとお伺いいた

します。

総務企画課 長 ただいまの須貝議員のご質問にお答えします。
この議案第30号につきまして新たに加わる内容ですけれども、今までですと、職員の部分があったわけですが、新たに、地方公共団体の長や各種委員会の委員の賠償責任免責に関する規定というものが地方自治法の下で追加になりました。これによりまして、該当してくるところ、最上町でいうと、この議案書にあるとおり、第1条の最上町監査委員の条例、また介護老人保健施設に関わる部分、そして水道事業の管理に関わる部分、また下水道の事業に関わる部分、あと最上町立病院に関わる部分の各条例が影響してきます。この部分で1つ条項が加わったことにより、番号が1つずつずれている内容となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第26 議案第31号 車いす用昇降機の取得についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第31号 車いす用昇降機の取得についてご提案申し上げます。
今回、ご提案をいたしますのは、災害時、避難所における車椅子利用者及び要

配慮者の階段、段差移動を可能にするための車椅子用昇降機を2台購入するものであります。平時の利用につきましては、最上中学校において、生徒が教室を移動する際に車椅子で階段を上り下りするための使用を想定しております。

購入につきましては、一般競争入札を執行した結果、2社の応札があり、最低価格でありました株式会社タマツと消費税込み836万1,760円にて購入契約を締結をし、取得するものであります。

つきましては、購入契約に付するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

6番 須 貝 この工期のほうと、あと一応、完成のめどというところが分かれば、ちょっとご説明をお願いいたします。

教育文化 課 長 ただいまのご質問にお答えいたします。
このたび取得させていただきます車椅子用昇降機につきましては、受注生産となっております。期間が5か月間ほど要することとなっております。11月末ぐらい、また年内12月ぐらいまでの期間を要することとなっております。
工期につきましては、納入期限を1月19日までということにさせていただいているところです。よろしくお願いいたします。

2番 栗 林 車椅子用の昇降機については、通常は中学校に設置ということで、何か災害時には災害用に使うというような説明があったと思うんですけども、設置型ではなくて、場所、昇降機自体を何か移動して使うことができるのでしょうか。もし、移動するとしたら、その移動手段はどのようなふうに移動されるのかの説明をお願いします。

教育文化 課 長 今回、取得する階段昇降機2台につきましては、昇降機そのものが可動式となっております。設置型ではなくてバッテリーを搭載して動く昇降機になっております。それに車椅子を人を載せたまま、車椅子ごと階段を上り下りできるといったような昇降機になっております。

平時は、中学校に設置をして使用しますが、災害時、本町の避難所となっていてるところには、やっぱり階段の段差が多くあるというところ、またエレベーターの設置もないということがありまして、必要な避難所にトラックを使って運搬で

きるような昇降機になっておりますので、別の避難所で必要になった場合には、トラックに積み込んで移動して使用できる昇降機となっております。よろしくお願いいたします。

8 番 移動式の昇降機ということをちょっと知らずに見ていたんですが、これを2台
山 崎 にした理由というのは、どのようなものなのでしょうか。

教 育 文 化 それを使用する車椅子で生活をする生徒さんがお二人いらっしゃるというところ
課 長 ろで、2台購入させていただくものです。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第27 議案第32号 幼児送迎バスの取得についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第32号 幼児送迎バスの取得についてご提案を申し上げます。
平成22年に購入しました、あたごこども園で使用しております幼児送迎バスについては、既に耐用年数を超過しており、その更新車両として送迎バス1台を購入するものであります。
7社による指名競争入札を執行した結果、有限会社本郷自動車が最低価格とな

り、消費税込みで971万4,800円にて購入契約を締結をし、取得するものであります。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

8 番 こちらの購入したバスの車種と、あと定員、そして、こちらは新車なのか、中山 崎 古車なのか教えていただければと思います。

こども支援 山崎議員の質問にお答えいたします。
課 長 兼 こちらの、新車の三菱ローザというバスになっておりまして、39人乗りになり
こども家庭 センター長 ます。

6 番 そうしましたら、今まで使っていたものは売却という形になるんですか、それ
須 貝 ともただの処分という形になるのか、ちょっとお伺いいたします。

総務企画 ただいま須貝議員からのご質問にお答えします。
課 長 今まで使っていた車両につきましては、我々のほうで処分というような形で売
払いしております。次の議案のほうの一般会計補正予算のほうにも予算計上させて
いただいておりますので、そちらでご理解願えればと思いますので、よろしく
お願いします。

8 番 すみません、39人乗りのバスということで、こちら結構たくさん乗れるもの
山 崎 なんだなと思っているところなんですけど、今、少子化で子どもたちが減っている
中で、このスペックが正当であったのか、ちょっとこの大きさにした理由を教え
てください。

こども支援 山崎議員の質問にお答えいたします。
課 長 兼 大変申し訳ありません。39人乗りは、幼児が39人で大人が3名乗れまし
こども家庭 て、計42人となります。訂正させてください。
センター長 そのサイズにしたということなんですけど、こども園に関しましても、現在、
園外活動を行った場合、全ての園児が乗られるサイズということで、こちらの

ほうのサイズを選んでおります。園外活動以外の送迎に関してだと、39人まではもう不要であるというような今の状況ではあるんですが、園外活動、年齢を超えての全ての園児を連れてのというところでは、やはり、まだこれぐらいのサイズがないと1台で動けないような状況になってしまいますので、39人乗りというところのこれの前の車ですと、51人乗りを採用しておりましたが、それを少し小さくしまして、39人乗りという形で取得させていただいております。

8 番 園外活動のためということでしたが、例えば小学校、中学校の送迎バスで、かなり乗れるバスもあると思うのですが、そういった日中に使っていないバスの活用というのは考えなかったのでしょうか。

こども支援 こちらのほう幼児39人となっておるバスですので、やはり小学生、中学生と
課 長 兼 体格差もあるところから、そちらの仕様が少し異なっております。そのために、
こども家庭 こちらのほうを採用させていただいております。
センター長

4 番 ちょっと確認なんですが、以前、どっかの事例で、幼稚園の園児さんがバスか
佐藤（正） ら降りられなくて、被害があったということがあったと思うんですが、このバスはそういった……

議 長 マイクを使ってください。

4 番 乗り降りしたときの確認用の安全対策というんですか、乗車居残りしていない
佐藤（正） かどうかを確認できるような配慮はされている車両になっているのかどうか、お聞きしたいんですが。

こども支援 仕様の中では、置き去り防止装置が設置されているバスとなっております。
課 長 兼
こども家庭
センター長

議 長 ほかに質疑はありませんか。

（ な し の 声 ）

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第28 議案第33号 トイレトレーラーの取得についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第33号 トイレトレーラーの取得についてご提案申し上げます。
今回、ご提案をいたしますのは、地震や風水害等による大規模災害によって上下水道が寸断された場合、水洗トイレが使用できなくなり、衛生面や体調面等に悪影響を及ぼすため、災害時における最低限の衛生環境を確保し、町民に与える不安の解消・軽減を図るため、トイレトレーラーを整備し、当町の防災力を高めるものであります。平時利用につきましては、河川公園に常設をし、多くの方々に利用していただくほか、各種イベント開催時には移設をし活用しながら、防災意識の向上にも努めてまいります。
購入につきましては、一般競争入札を執行した結果、1社の応札があり、応札したJ Pホームサプライ株式会社と消費税込みで2, 786万3, 000円にて購入契約を締結をし、取得するものであります。
つきましては、購入契約に付するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

2 番 こちらのトイレトレーラーですが、たしか地域未来交付金の事業で、先ほどの

栗 林 車椅子の昇降機等もこちらの交付金での購入かということと思っています。

それで、これ3月にも説明はしていただいたんですが、利用基準というものの設定をされているのかなということをお聞きします。というのは、昨日のりんどうでの断水とかの影響とかもあったのかなと思うんですが、西公園の多目的グラウンドの前に設置してあるトイレが、5月のいつぞやまで利用ができずに、高齢者の方が大変不便を感じておりました。私たちの年代で、ここが使えないから、りんどうのトイレを借りてくださいというと1分で行けるところが5分ぐらいで行ければ、しょうがない、故障とか、使えないのならというふうに思うのですが、そのときに、やはり高齢者の方が多目的グラウンドから、りんどうまでトイレを使いに行くって、高齢者の方は頻繁にトイレに行かれるので、そのときにちょっと大変だなということを感じました。それが緊急時なのか、それとも、このぐらいだったら、何とかトイレの利用は違うところを利用してくださいというようなことになってしまうのか、それともトイレトレーラーをそういう場合でも出していただけるのかという設定といたしますか、利用基準というのをある程度、必要なかなということを感じています。

また、先ほども町長からの説明がありましたように、イベント等の利用にも対応するというので、その利用の管理といたしますか、こういう申込みや手続等をこれから決めるのかなということ。それから、もちろん、し尿処理等の費用等もかかってくるかと思います。そういった費用の問題やそれを誰が担当するのか、そういうことの基準等は、どうこれから決めていくのかを伺います。

建設水道 ただいまの栗林議員のご質問にお答えします。

課 長 議員がおっしゃる平時利用の関係でございますけれども、現在、河川公園のほうに常設というような考えではおりますけれども、西公園のトイレが使えなくなったというところは、当課、建設水道課のほうの漏水もあって使えなくなったわけでございますけれども、やはり優先順位をつけて、緊急性があればトイレトレーラーのほう移動させて現地で使っていただきますし、例えば今おっしゃったとおり、100メートルぐらい、50メートルぐらい歩いてですか、りんどうを使えるようであれば、やはりりんどうを使っていただくような考えでいます。

河川公園のほうには、今、仮設トイレ2基を設置してございますけれども、トイレトレーラーを常設すれば、そちらのほうは撤去させていただきますので、やはりトイレのないところを優先して置かせていただきたいと考えております。イベント等で移動させて、防災に関する町民皆様の意識の向上であったり、こういうものを町では整備しているんだということを周知させていきたいと考えております。

先ほど議員おっしゃったとおり、その規定、そういったものを今後まず整備していきたいとは考えておりますけれども、やはり優先順位、あと必要性、そうい

ったものを加味して、こちらで判断させていただきたいと思ってございますし、何かあれば、一報いただければ検討してまいりますので、よろしくお願いいたしますします。

2 番 移動するということは、し尿処理というんですか、配管で処理できるものなの
栗 林 か、それとも、くみ取り式でくみ取っていくものなのかというのをちょっと確認
します。

それから、トイレトレーラーというものの段差というんですか、一般の方が利用するときに、高さがどのくらいあって、高齢者の方でも普通に利用できるのか、それとも、先ほど車椅子昇降機なんていうものもありましたが、例えば車椅子に対応しているかどうかの説明も必要なんですけど、もし車椅子の方がそこに行く場合の段差等の問題はないのか、そういったことも教えてください。

建設水道 ただいまのご質問にお答えします。

課 長 申し訳ございません、くみ取りの件、こちらで回答が漏れてございました。

利用してタンクがいっぱいになれば、くみ取りであったり、バキューム車で引き抜いたり、あとは直接、下水道のマンホール等に流すことも可能でございますので、そういった形で対応していきたいと思ってございます。

あと、車椅子の関係ですけれども、スロープ等が設置できますので、そういったことで対応させていただきたいと思ってございます。常時は階段になってございます。よろしくお願いいたします。

6 番 男性用、女性用と、どれぐらいの数ずつあるかというところ、まず確認させて
須 貝 ください。

建設水道 ただいまの須貝議員のご質問にお答えします。

課 長 計4つの部屋がございます。ですので、男性2部屋、女性2部屋といった設置になるかと思えます。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。
ここで13時まで休憩をします。

休 憩 12時02分

再 開 13時00分

議 長 休憩前に復し会議を再開します。
引き続き議案審議を行います。
日程第29 議案第34号 ダンプトラックの取得についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第34号 ダンプトラックの取得についてご提案を申し上げます。
今回ご提案いたしますダンプトラックは、議案第33号でご承認をいただいた
トイレトレーラーを、有事の際に避難所へ移動するための牽引車として購入する
ものであります。
平時利用につきましては、町道の維持管理用として配置をし、土砂の運搬や冬
期間の除排雪作業にも使わせていただきます。
購入につきましては、7社による指名競争入札を執行した結果、有限会社本郷
自動車と消費税込みで949万1,714円にて購入契約を締結をし、取得する
ものであります。
つきましては、購入契約に付するため、地方自治法第96条第1項第8号及
び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規
定により、議会の議決を求めるものであります。
よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第30 議案第35号 令和8年度最上町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第35号 令和8年度最上町一般会計補正予算（第1号）についてご提案を申し上げます。
ご提案いたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ3, 122万1, 000円を追加をし、総額を66億6, 922万1, 000円とするものであります。
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

8 番 6つあります。すみません。まとめて質問させていただきます。
山 崎 まず1つ目、11ページ、一般管理費の下段、職員採用情報サイト使用料ということで、こちら新規になっております。官公庁の職員の採用のために活用されるということなんですけれども、町の職員を全国から募集するイメージなのかどうか、やはりそれであれば、この町どういう町でここでどんな働きをしたい、ど

んなビジョンが町にあって、どんな役場の雰囲気なのかとか、そういったことが伝わらないと応募に至らないのかなと思います。こちら恐らく先ほどの補正、専決のほうで看護師の募集のところもこちらを活用されるのかなと感じているところでは、町民の中からの採用が望ましいとは思いますが、新しい視点を得られるという点では、地方移住を検討している方の選択肢にもなってくるのかなと思いますので、そういった観点も含めながら活用いただきたいと思いますが、いかがでしょうかというのが1点目です。

2点目、25ページ、商工費の中の企業立地促進奨励金、こちらの内容をお伺いします。

続きまして、27ページ、土木費、道路修繕費の中の樹木診断業務委託料325万6,000円、こちらどこの部分なのか、どこら辺のことを指すのかをお伺いします。

次に、その下、住宅管理費の町営住宅修繕費160万円、こちらの場所をお伺いいたします。

次に、5点目、関連する項目がなかったんですが、教育費の社会教育費に関連することにはなると思うんですが、先日、町内の養蚕農家も出演しているドキュメンタリー映画が公開になりました。「マダム・ソワ・セヴェンヌ」という題で公開になっておりますが、近場でいいますと、東根市で上映が数日間、5日間ぐらいでしたか、上映されたようですが、やはり町、県内でも唯一の養蚕農家がこの最上町にいるという、また、その移住をしてきて継承して下さったということもあって、できれば町内での上映をしていただくことはできないのかなと思って質問させていただきます。

最後に、ちょっとこれはどこにも関連しなくて申し訳ないんですが、現在、ナフサ不足の影響で、新庄市では市指定のごみ袋が購入できず、自分で用意したごみ袋で捨ててくださいという一時的な措置を取っているようですが、町の中でそういった、町政運営の中でナフサ不足の影響を及ぼしている場所があるのかどうかをお伺いいたします。

総務企画課 企画課長 ただいま6つほど質問をいただいたうちの最初のほうの質問に答えさせていた
だきたいと思います。

まずは、11ページ、職員採用情報サイトの使用料というようなことで、このたび44万6,000円ほど提案させていただきました。

こちらの内容につきましては、やはり通常の採用のシステムをこのたびからサイトを利用して申し込むという方法に変えさせていただきたいというふうに考えております。今まで総務課窓口のほうに履歴書を持ちながらの申込書というふうになったんですけれども、このたびからこのサイトを通じての申込みをさせていただきたいと思っております。当然、町内外問わず、このサイトにより申込みを

受付していきますので、これらにより統一させていただければと考えております。

このサイトにつきましては、やはり大手民間の求人情報サイトがあるわけですが、そちらにこのバナーが張られておりまして、一般的な求人情報を見ながら、そのバナーの中から、例えば、こういった官公庁のサイトにも移行し、そこでも目に留まるような流れの仕組みになっているようでございました。そうすることで、求人サイトからいろいろ方が募集もできるし、目にも留まるであろうというふうなことから、このたびこういったところの情報が得ましたので、このサイトを使って、これから我々のほうも募集していきたいと考えておるところでございます。

当然、全国に発信させていただきますので、議員がおっしゃるような町の観光的なPRから魅力的なPR、全てが網羅されるような仕組みづくりをしながら、この町の職員募集の宣伝をしてきたいというふうに考えていますので、ただ、サイトを利用するだけではなくて、そこには町の生活であったり、魅力であったり、または、職員の働きの様子であったりというところも紹介をしながら、または、職種によってはその職種の方からコメントをいただいたり、ブログを書きいただいたりというところまで考えておりますので、何とか目に留まって、最上町の募集に一人でも多く集まるようなところを考えておりますので、何とかこの情報サイトの使用料をお認めいただきまして、大至急この最上町の人員不足のところに対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

商工観光課 長 続きまして、25ページ、商工費の企業立地促進奨励金についてご説明いたします。

こちらにつきまして、株式会社アイオイさんのほうから企業立地促進条例に基づく奨励措置適用の指定申請がありました。5月15日に委員会を開きまして、指定のほうをしているところです。

こちらにつきましては、松根の鍋倉のほうに約12ヘクタールほどのブロイラー生産の養鶏業、肉用のものになります。そちらの生産工場を造るというような内容になっております。3年後に180万羽の出荷を見越しておりまして、雇用につきましては、3年間で約16名ほど雇用していくというような内容で、工事については8年6月から、操業開始9年2月を目指して計画を立てているところです。

こちらの事業につきまして、企業立地促進条例に基づき奨励金としまして用地取得奨励金、取得費の30%、上限1,000万ということで、8年度取得分の6万1,342平米につきまして30%ということで460万、また、排水処理設備も整備するというところで、こちらについて経費の50%以内、または

100万上限ということで100万円、合わせて560万円の奨励金のほうを予算措置しているところです。よろしくお願いいたします。

建設水道課長 ページ27ページになります。
道路橋梁費、1の道路修繕費の12節樹木診断業務委託料325万6,000円でございますけれども、こちらにつきましては、昨今、全国で倒木が相次いでおりますけれども、記憶に新しいところでは、3月、4月と東京都の砧公園で倒木の事故がございました。町で管理する樹木について各課からデータのほうをいただきまして、簡易ではありますけれども、調べた結果、約600本ほどの町管理の樹木がございました。こちら全部するわけにもいけないので、やはり公園であったり、街路であったり、あと教育施設、あと観光施設、そういったところを中心に、倒れた場合、事故が発生しそうな樹木について150本から200本を予定しておりますけれども、そちらの診断を建設水道課のほうで一括してさせていただきたく計上したのになってございます。

続きまして、下の住宅費になります。住宅管理費、町営住宅修繕費160万円でございます。こちらにつきましては、町営住宅の浄化槽の老朽化に伴いまして、浄化槽の入替えを瀬見住宅が2件、大堀住宅で1件、富沢住宅で1件、計4件更新させていただく予定としてございます。その浄化槽を入れ替えたときの宅内配管、建物から浄化槽まで、浄化槽から排水までのその部分の工事費になってございまして、1件当たり40万円を計上したところでございます。よろしくお願いいたします。

教育文化課長 議員さん5点目のご質問にお答えいたします。
「マダム・ソワ・セヴェンヌ」の映画の作品につきましては、やはり町の養蚕業にスポットを当てられた作品でありまして、その後継者といえますか、移住してこられた方にもスポットが当てられたいい作品でありまして、そういう町の魅力を発信できる作品と捉えまして、町のほうでも教育委員会でも後援という形で各教育施設のほうにもポスター、チラシなどをお配りさせていただきながら、そうしたところの周知、PRについても協力をさせていただいているところであります。

今のところ、町として上映を行うといったような予定はございませんけれども、中央公民館で実行委員会形式で町で上映を行うといったようなことが行われる機会があった際には、また後援という形で教育委員会のほうでも関わってまいりたいと思っております。

町民税務課長 私のほうからは、最後6点目のご質問でございました、近年の中東情勢の悪化によるナフサの供給不足によってそういった影響ないのかというところで、私の

ほうからは、当町のごみ袋の供給状況について少し状況をお話しさせてもらえればと思います。

やはり山崎議員おっしゃるとおり、県内でもごみ袋の代替措置を取っている市町村もあるなんていうことで、報道等にもなっております。当町の状況を見てみますと、やはり今、そういった影響によって、ごみ袋1枚当たりの単価が上昇していたりですとか、これまで大量発注といいますか、ある程度まとまった量を発注できたものが少しそれができなくなった、あとは、少しごみ袋の納品までに時間がかかるなどの影響はあるわけでございますけれども、ただ、今の時点ですぐすぐ何か購入できなくなるような状況にはありませんので、ぜひ町民の皆様にはごみ袋の買占めであったりとか、そういったところを控えていただいて、適時ご自分の必要な量を購入していただけるようお願いしたいと思います。

しかし、こういう状況、今後また読めない点もございますので、何か状況に変化等が生じた場合には、いち早く町民の皆様にお知らせするとともに、町民の方が安心してごみ出しができるような体制も取れるように対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ウエルネス
プラザ総括
管理監兼
最上病院
事務長兼
介護老人
保健施設
事務長兼
認知症対応
型共同生活
介護施設
事務長

同じくナフサの影響についてですけれども、最上病院に関しましては、特に心配されるのは医療用手袋不足です。ただ、今のところ、現在、病院に関しましては医療手袋の在庫ありますので、今すぐ不足するという状況ではありませんが、このまま中東情勢が続くとすると、やはり不足するという心配もありますので、ちょっと今後、国の備蓄している医療用手袋について購入する方向で、今、検討しているところでありますので、よろしく願いいたします。

8 番
山 崎

各質問お答えいただきました。

ぜひ職員採用に関しては、積極的に様々な経験であったり視点を取り入れていただけるよう、中途の部分も含めて、経験者とかそういった方々が町を好きになって移住するきっかけにもなればなと思いますので、積極的な宣伝、告知をお願いしたいなと思います。

また、25ページの企業立地の部分ですが、その奨励金があるということは、ホームページ等では見られるかと思うんですが、プッシュ型でこういったものがあるので、この町でそういった起業しませんかとか、工場を造る、例えば、建

てられるような敷地の案内というか、そういったこともプッシュ型で必要になってくるのかなと思いますので、そういった活動をされているのか、していく予定があるのかお伺いしたいなと思います。

27ページの樹木診断の部分は、本当に今、この間の台風でもかなり倒木が確認されていたと思いますが、本当に命に関わる部分なので、すぐ対応していただいて安心しているところです。引き続きお願いしたいなと思います。

映画の部分に関しては、実行委員会方式への後援ということ、町が主体となつては難しいということだと思うので、そういった実行委員会を立ち上げるのは民間でなければならないのかどうか、どのように立ち上げていけばいいのかちょっとお伺いいたします。

商工観光 ただいまの1点目の質問についてお答えします。

課 長 プッシュ型の周知ということですが、ホームページ等で周知はしているところ
です。また、今回の25ページにありますように、委員の報酬と費用弁償という
ことで、今年度第2回目の委員会も予定しているところです。ホームページ等
により周知は図られておりますが、議員おっしゃられるとおり、そういった情報に
ついては適宜、関係者のほうと協議してまいりたいと思いますので、ご理解よろ
しくお願いいたします。

副町長 我が町も大分昔から自主映画会ということで、その映画の配給先では1人
1,000円で、全体の入場料の20%キックバックで手数料みたいになんかいろいろ
あるんですが、今回の映画はどういう仕組みになっているかちょっと調べないと
分からないんですけども、通常、実行委員会組むときは、その映画を誰に何の
ために見せたいのかということをはっきりコンセプトをしっかりとした中で、関係
者が声を掛け合いながら、場合によっては行政が声になったりとかってありま
すが、そういったことになっていくんじゃないかなと思っています。

過去にも、福祉とか、介護のテーマとか、教育テーマとか、文化とかテーマで
実施をした、私もいろいろ関わってきた経過あるんですが、今回の映画に関して
はかなり奥が深いといいますか、何を一番訴えて町民の方に見ていただくかとい
う、この辺からやっぱり始めて、ただ単に上映会をやりまっただけではない、その
奥の部分と一緒に共有しながらの実行委員会が必要かなというふうに感じており
ます。

5 番 23ページの農地費の中山間直接支払事業ですけれども、この増えている要因
菅 をお聞かせください。

農林振興 今、菅議員からは23ページの中山間地域等直接支払事業の交付金の増減の理

課 長 由ということでご質問いただきました。

最上町のほうでは、この中山間地域直接支払交付金事業に18協定、組織が取り組んでおりまして、急傾斜に1協定、関係者16、あと、もう一つが重複で1か所ありますので、18協定という形になってございます。今回の増額補正につきましては、当初予算で去年の実績を見ながら、かなり抑えた形で予算要求をさせていただいておりました。新しく取り組む協定も1つ増えたんですけども、その動きを見ながら要求したところなんですけど、今回、県のほうから内示が来まして、この増額に値する内示が来ましたので、改めて増額させていただいて、18組織のほうに交付金を交付するという段取りをしてございます。

以上です。

2 番 私からは、13ページ、町営バス事業という項目があります。

栗 林 内容として、講師等の謝金や旅費等、まず、この3つ関連のものかなと思うんですが、どういった講師をお願いして、どんな研修等を行ったのかということをお聞きしたいと思います。委員等旅費とありますが、この場合の委員というのは、どんな委員なのかを教えてください。

また、その同じ町営バス事業の中で地域公共交通利用促進調査研究業務委託というのがございます。88万、これはどういうところに委託して、どんな内容を調査これからするんでしょうか、調査するのでしょうか。どんなものを調べるのかということをお聞きします。

総務企画 ただいま栗林議員のご質問にお答えしていきたいと思えます。

課 長 こちらのこのたびの補正の内容につきましては、まずは、この町営バス事業の中で、去年から最上町の地域交通のリデザイン事業のほうを進めてまいりました。こちらの事業、今年も継続して進めるわけなんですけれども、特にやはり去年の実績のほうをいろいろ研究しますと、まだまだやっぱり周知不足と、昨日の一般質問にもございましたとおり、周知不足の点がございまして、何とか地域公共交通のほうの利用促進に向けたことをもっと町民に進めながら、利用拡大に努めたいというようなことから、このたびは特に何か町としてもイベントなどを仕組みながら、公共交通を使うきっかけづくりといいますか、この手段のアプローチといいますか、そういったところを今回、この利用促進研究というような形を銘打ちながら、進めてまいりたいというようなことになります。

そして、かつ、去年までこのフレームづくりはしたんですけども、特に観光客の二次交通の部分は、去年、なかなか事業に着手しておらなかった部分でありますので、この辺も含めて、このたび推進していきたいと考えております。例えば、今ある、あるタクのほうをいかに二次交通として目に留まるように、いろいろな看板の設置であったり、旅館さんとの連携であったりというところを視覚

的に進めたいというふうなことで、それらについてどのような仕組みづくりをしたらいいか研究してもらいたいなというふうに考えております。アイデアといたしましては、今、あるタクの事業を担っております事業者のほうと連携をして進めてまいりたいと考えております。

あと、その上のほうの講師と旅費、職員旅費関係につきましては、講師のほうは、昨年度以来お付き合いをさせていただいているいわて地域づくり支援センターの先生をもう一度招へいしまして、今までの実績、または、これからのさらなる利用拡大に向けたアドバイスなども受けていきたいと考えております。

委員については、今年度も公共交通会議開催する予定でありますので、そちらへの委員への旅費というようなことになろうかと思えます。

あと、職員旅費につきましては、まだまだ至らないところがございますので、先進地のほうへ向かって視察もしてまいりたいと考えておりますので、そういった旅費の使い方をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

2 番 今、先進地というお話ありましたが、何か参考になる市町村なり、見本になる
栗 林 どうか、こういうイメージでという、参考になるような場所というのはもうあ
らかじめあるのでしょうか。それとも、これから探してということになりますで
しょうか。

総務企画 ただいまのご質問にお答えします。

課 長 今、先進地というような表現をさせていただきましたけれども、昨年は新潟の
ほうに行って視察をしてまいりましたけれども、今年度におきましては、秋田市の
ほうで東北運輸局が開催する事例発表会があるようです。そちらに我々も出向
きまして、おでかけ交通博というイベントがあるようです。そちらに願ひして
いる事業者とともに視察研修をしていきたいというふうに考えておりますので、
国主催のイベントに参加をしながら、全国からの事例発表なども拝見できるん
ではないかというところを期待してこのたびの旅費をつけておりますので、よろ
しく願ひしたいと思えます。

2 番 違う項目の質問をさせていただきます。

栗 林 31 ページの教育振興費の中の適応教室指導員報償費等の項目がございます。
こちらのその適応教室、今、実施状況どんな状況なのか、これに参加される生徒
さんがいらっしゃるということだと思えますが、今現在、どういう場所でどうい
う方が対象、何人ぐらいの対象で行っているものなのか教えてください。

教育文化 ただいまのご質問にお答えいたします。

課 長 適応指導教室につきましては、今、中学校のほうにも適応指導教室のほうを行っておりますが、今回、補正予算のほうに計上させていただきましたのは、新たに小学校のほうに校内支援センターという形で、そうした不登校に、教室に入れないお子さんですとか、あと、不登校の兆しが見られるお子様に対して支援を行っていくための校内支援センターを新たに設置をさせていただく事業になります。

歳入のほうにも県の補助を頂きながら計上させていただいております、小学校のほうでは、現在、人数は少ないのですが、やはり登校はできても、なかなか教室に入ることができないお子さんですとか、あと、その教室復帰を目指すために保護者の方といろいろ相談業務をしていただいたりといったような、先生に2名支援を行っていただいております、そうした先生方をお二人配置をさせていただく事業となります。児童の人数につきましては、今のところは1人、2名ほど、各小学校のほうに週に数回出向いていただいて、支援を行っていただいております。

6 番 私の方からちょっと確認したいところですが、23ページ、14節の
須 貝 農道修繕費、あと、27ページの14節の町道の修繕費、これ法定速度が変わるということで一応説明はいただいたんですけれども、その修繕に関わるお金ですということですが、9月1日から、今、60キロのところを30キロに法定速度が変わるよというところで、この周知方法というのを町のほうで何か考えているのかというところをまずは伺いたいと思います。

建設水道 ただいまの須貝議員のご質問にお答えします。

課 長 議員おっしゃるとおり、9月1日から道路施行令が改正されまして、施行されるということで、現時点の60キロは30キロに法定速度が引き下げられるというところでございますけれども、こちらについては、当然、主体が警察庁、都道府県警ということになってございますので、町行政としては、広報に一度載せようかとは考えてございます。一回載せて町民の皆さんに周知していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6 番 町報に載せていただけるのは分かりやすくいいのかなとは思いますが、
須 貝 も、結構やっぱりご年配の方たちが特にちょっと何か、今まで60キロのところを急に30キロで取締りで罰金を払われないような、警察の方をサロンで呼べばいいんだと思いますけれども、こちらのほうからプッシュアップで警察のほうに回ってもらえませんかみたいな動きというのはできないものかなとお伺いいたします。

建設水道課 長 ただいまのご質問にお答えします。
やはり警察のほうでも、この情報をかなり皆様に周知するには、相当時間がかかるんだろうなというふうに思っています。私どものほうからも、警察のほうにそういったご意見を送って、何とか地元のほうにも周知できるような体制が取れないかちょっと伺ってみますので、ちょっとご理解のほどをよろしく願います。

8番 山崎 すみません、3回目の質問になるんですが、25ページの商工費の下段、前森地域活性化施設運営費39万円、費用弁償というところなんですが、ちょっと昨日の一般質問でちょっと私の質問と回答がちょっと、回答の答えになっていなかったところがあったので、ちょっとその部分追加で質問させていただきたいんですが、地域おこし協力隊制度の活用ということで提案させていただいたんですが、けれども、現在、着任いただいているお二人の活躍ももちろんそうなんですが、新たに、例えば、本来であればそういった、以前、カムロ窯さんも陶芸施設の活用というところで協力隊を募集して入られた経緯もあったりして、そういったアイスクリーム工房であったり、ハム工房、ビアハウスの部分も、そういった手法も取れるのではないかなと思います。

もう募集開始をしているので、ちょっとなかなか今から切替えは難しいかと思うんですが、実際に募集して、何社か手を挙げたとして、当てはまらない場合もあるとは思いますが。やっぱり思いに即した形、その協力していただけるような、協力的な方でないとなかなか一体的な活性化は難しいのではないかなと思いますので、そういった事業者が応募がなかった場合であったり、なかなか該当する方がいらっしやらなかったという場合に、そういった協力隊の制度の活用というのは考えられないものでしょうか。

商工観光課 長 ただいまの質問にお答えいたします。
今年度から町営ということで、私たちも慣れない中で、手探りの中で行っているところです。会計年度4名も乗馬とコテージということで、慣れないところで、いろんなことを直面しながら、今、やっているところです。

そして、昨日お話ししたとおり、何とかにぎわいをということで、指定管理じゃなくて個別の利用者募集も行っていくところです。今、言われるように、今後、どういった応募状況があるかもまだ見えないところではありますが、私らも見えない中で何とかにぎわいということで、今、必死でやっているところでもありますので、何とかこの利用者募集、また、円卓会議の方の意見も聞きつつ、地域おこし協力隊が別に違うということではないですけども、今後、そういった利用もということで、円卓会議等も踏まえて検討していきたいと思いますので、ご理解よろしく願いいたします。

1 番 私から商工費の企業立地促進の部分に関して関連しての質問になるんですが、
宮 本 お聞きしたいと思います。

奨励金の部分、措置の部分に関しては、大きく5つあると思うんですが、ほかにこういったものと同じなんですが、ほかもそうなんですが、そのほかということで、町長が特に認める施設の設備費に要する経費の50%以内の額、100万円のいずれか低い額とするというこの項目もあるんですが、この部分というのは、今までの実績というのはあったのかちょっと1点確認したいのと、あと、先日見させていただいた立地適正化計画の中では、今回議案には上がってこないんですが、誘導施設、中心部に誘導していくというところの計画の部分が主なんですが、誘導施設の立地を誘導するための施策として、民間事業者による誘導施設の整備に関する支援施策として、民間事業者へ直接支援という項目も上がっていたと思うんですが、これ以前から議会のほうでも産業厚生、前、佐澤委員長で、僕が副委員長のときもあったんですが、そのときに提言していたところで、企業支援の観点からもやはり要望がある、町外から移り住む方、従業員の方の居住施設、アパートタイプとか、そういったものを民間が建設するものに対して助成するというところの動きを以前から提言させていただいていました。

今回の適正化計画を見たときに、そういったことも少し盛られているのかなと私はちょっと希望を抱いたんですが、そういったところの部分であったり、今、進んでいます技能実習生とか、そういった制度で来た外国の方がやはり集団で暮らす場所として空き家を使う場合の改修費用というものを、今、個人のものでそういう改修費とかで使っていると思うんですが、もう企業向けにそういったことで支援を拡充する、そういったことも企業をこれから支えていくということではしていかななくてはいけないのかなと。

やはり企業が事業を継続していく上で、やっぱり大事なのは働き手の確保、その部分をサポートしていくということがやはり求められていると思うので、それはもちろん公平性も加味しながらですが、そういったところをこれから取り組んでいくということの考えをちょっとお聞きしたいなと思います。

商 工 観 光 課 長 ただいまの宮本議員の質問についてですが、その他ということで、条例のほうを適用したことあるのかということで、その他についても適用しております。こちらにつきましては、町の所有しているバイオマスですとか、環境に特化した取り組みについて、その他ということで奨励金のほうを出した経緯があるとのこと

です。
また、次の空き家の活用等についてですが、このたび物価高騰ということで、賃上げの部分に含めまして、従業員の住所所有、または居住を提供している場合ということで、1事業所20万の加算というのも行ったところなんです。あまり件数は上がってはきておりませんが、町のほうで今年度その部分への補助ということ

で加算をしているところです。ご理解よろしくをお願いいたします。

1 番 空き家の部分に関してはやっているところもあるんですが、民間が建設して、
宮 本 従業員の確保とか、そういったことも含めたところでの、他自治体でもやっているところあると思うんですが、そういったところへのさらなる支援とか、実際に例えば、そういった声があるのかとかということも含めて、今、どういう状況かちょっとお聞きしたいなと思います。

副 町 長 宮本議員おっしゃるとおり、我が町には外国人の労働者、いわゆる技能実習生の方が、正確な数字はあれなんですけれども、でも、130人から40人ぐらいはいらっしゃって、ここ3年間、私も商工会さんと一緒に企業訪問したところなんですけど、やはり異口同音に、その技能実習生の人たちの住まいが非常に確保に苦慮しているということでありました。中には、やっぱり町営住宅を使えないかという要望もございましたし、その辺もいろいろ調べて、全国的な事例見ると、使えないことはないということなんですけど、残念ながら、我が町の町営住宅の状況を見ますと、空いている部屋はあるんですが、かなり老朽化が進んでいるというところもあって、あっちもなかなか現実的ではないというところあります。

そういったことで、町としましても空き家、民間企業さんが空き家を積極的に活用しながらというところについては、もっともっとこれからやっぱり応援していく必要があるなというふうに感じております。先ほど商工観光課長のほうが言ったのは、物価高の国の今回の臨時交付金に乗じて、まずはお試し的という表現はよくないんでしょうけれども、少し町の姿勢をそこに上げてみたというところなんですけど、抜本的な対策にはまだまだならないということもあります。加えて、外国人労働者のためだけの住宅という概念だと、あまりそれだと消極的すぎるかなということもございます。

先ほど山崎議員さんもおっしゃったように、町外の労働力も意識的に確保するという観点で、かつ技能実習生の皆さんもそこで利用できるような、そういう仕組みは我が町にとっては、これが早急に必要だというふうに感じております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第31 議案第36号 令和8年度最上町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第1号)についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第36号 令和8年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算(第
1号)についてご提案を申し上げます。
ご提案いたします補正予算は、既定の歳入歳出予算それぞれ210万円を追加
をし、総額を9億4,010万円とするものであります。
詳細については、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろ
しくお願いをいたします。

3 番 私からは、10ページの保健事業費の一番下、特定健康診査等の事業費で、特
尾 形 定健診に受診者対策事業負担金と19万円ほど上がっておりますけれども、特定
健診を受けた方、また、受けない方の割合なんか分かりますかというのが、やっ
ぱり特定健診の申込書を送っても、なかなか受けてもらっていないというのが情
報がありますので、やはり自分の健康は自分で守るんだという、やっぱり基本的
なルールから、その辺がやっぱり自分のためにも、ぜひ受けてほしいと思っ
てはいますけれども、その辺の割合なんかお願いします。

健康福祉 尾形議員のご質問にお答えしたいと思います。
課 長 すみません、令和7年度に限ってはまだ集計中ですので、今、確定している令
和4年度、5年度、6年度、それぞれの数字のほうを報告させていただきます。
特定健診、令和4年度、対象者数が1,640人、受診者数が885人、受診率
にしますと54%、令和5年度については1,599人、受診者数につきましては
806人で、受診率が50.4、令和6年度に関しては、対象者数
1,555人、受診者数が710人で、受診率が45.7%となっております。

この負担金ですけれども、医療機関において通院されている方に対しまして、検査結果を本人の同意の下、活用させていただいて、特定健診を受診したものとみなす制度となっております。ただ、本人の同意を得ること、また、医療機関の協力もないとちょっと難しいのかなと思っております。

私からは以上です。

3 番 そうですね。40%、50%の受診率低いですよね。やはり何かやっぱり自
尾 形の体調悪かったら受けるというんじゃないくて、やはり日頃の健康診断、特にこの特定健診に関しては、どこに潜んでいるか分からない病が見つけれられるという、最短のやはり私は健診であると思いますので、ぜひやはり100%とは言いませんけれども、それに近い受診率であって、最近の傾向を見てみますと、60代、70代で亡くなる方がちらほら見られますので、そういう方もやっぱり、実際、健診の申込書が来ているんですけれども、なかなか受けていないのよという家族の方の声もあつたりしますので、ぜひその辺を町として働き方も含めまして、受診率を上げる方策にしていってもらいたいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

健康福祉 ご指摘のとおり、受診率が約5割程度ということで、皆さん健康であればいい
課 長 んですけれども、なかなか、亡くなられた方、体調悪くしてしまったということが多々あるような気がします。職員一同、受診率の向上、周知活動も含めて、これから受診してもらえるように一層努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第37号 令和8年度最上町介護保険事業特別会計補正予算
(第1号) についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第37号 令和8年度最上町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)に
ついてご提案を申し上げます。
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ
8万6,000円を減額をし、総額を11億7,791万4,000円とするも
のであります。
詳細については、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろ
しくお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

6 番 私、10ページの12節総合行政情報システム改修業務委託料118万
須 貝 8,000円の中身をちょっと確認させてください。

健康福祉 須貝議員のご質問にお答えします。
課 長 総合行政情報システム改修なんですけれども、令和8年8月から補足給付とい
うことで、低所得者の食事と居住費の負担軽減を図る制度が始まるものに対して
システム改修が必要ですので、そちらの改修費になっております。
以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩します。
開会を2時15分にします。

休 憩 14時01分
再 開 14時19分

議 長 それでは、会議を再開します。

議 長 日程第33 議案第38号 令和8年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第38号 令和8年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算（第1号）についてご提案申し上げます。
ご提案をいたします補正予算は、収益的収入及び支出について、既定の収入支出予算にそれぞれ667万3,000円を追加をし、総額を12億3,907万4,000円とするものであります。
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第34 議案第39号 令和8年度最上町水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第39号 令和8年度最上町水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご提案申し上げます。
ご提案をいたします補正予算は、収益的収入及び支出について、既定の収入支出予算にそれぞれ3万6,000円を追加をし、総額を2億3,869万1,000円とし、資本的収入及び支出については、既定の収入支出予算にそれぞれ4,380万円を追加をし、収入予算の総額を1億6,071万9,000円、支出予算の総額を2億4,483万1,000円とするものであります。
詳細については、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

8 番 8ページの支出の部分、水道事業資本的支出の工事請負費400万円の内容を
山 崎 教えてください。

建設水道 ただいまの山崎議員のご質問にお答えします。
課 長 令和8年1月から赤倉浄水場の上水道の水位が不安定になりまして、赤倉排水地域の漏水が疑われてございました。冬期間であったものですから、漏水箇所の

断定ができなかったために、これまで節水であったり、あとはバルブの調整で調整しておったんですが、雪が解けてきて、ある程度漏水箇所が限定されてまいりました。今回、赤倉スキー場から尾花沢川へ上り上げたところから、一処に入るカーブのところまでの約200メートルを漏水箇所と断定しまして、こちらの配水管について更新するものになってございます。よろしくお願いいたします。

6 番 私も今の質問なんですけれども、その工期の時期と、あと、その工事にわたって道路が片側通行になるとか、そういうことはあり得るのかというところをお伺いいたします。

建設水道課 長 実際の工期につきましては、これからの発注になりますので、7月末あたり、8月には発注したいと考えてございます。当然、車道のほうに入りますので、片側交互通行でさせていただきますし、県道との協議も必要になってきますので、そちらを占用しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第35 議案第40号 令和8年度最上町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第40号 令和8年度最上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご提案を申し上げます。

ご提案をいたします補正予算は、収益的収入及び支出について、既定の収入支出予算にそれぞれ353万4,000円を追加をし、収入予算の総額を2億8,030万2,000円、支出予算の総額を2億9,600万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

8 番 4ページの支出の水道事業費用の下立小路地区農業集落排水ナンバー2ブローア
山 崎 交換修繕130万円、こちらの原因と一番下の修繕費の内容を教えてください。

建設水道 ただいまの山崎議員のご質問にお答えします。

課 長 まず初めに、修繕費の下立小路地区農業集落排水ナンバー2ブローア交換修繕でございますけれども、こちらにつきましては、処理場の供用開始が平成6年になってございます。この間、いろいろ修繕しながら使ってきたわけですが、このたびナンバー2のブローアが故障したということで、現在、維持管理業者の仮設のブローアを使いながら、今、処理させていただいてございます。このたび入替えの修繕について計上させていただいたところになってございます。

続きまして、12節の修繕費165万円でございますけれども、こちらにつきましては、せみの湯の浄化槽の修繕になります。現在、せみの湯の浄化槽を設置しているわけですが、浄化槽内の機械が、機械というか、浄化槽が3槽に分かれて浄化槽って設置されているんですが、その3槽、1槽と2槽の間の壁、2槽目と3槽目の間の壁が亀裂が入ったり、破損してしまっている状況でございまして、そちらを修繕する費用で165万円を計上しております。こちら設置して約10年がたちますけれども、この間、原因、今、調査中なんです、その原因をちょっと何が原因かというところが分からなくて、非常に今困っているような状況なんですけれども、このまま使用するわけにはいけないので、まずは壊れている部分を修繕しまして、引き続き原因の調査をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。
したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

所管事務調査の報告

議 長 日程第36 所管事務調査の報告を行います。
「人口減少における、持続可能な町づくり」についてに関する所管事務調査の報告の件を議題とします。
本件について総務文教常任委員長に報告を求めます。

総 務 文 教 令和7年度総務文教所管事務調査報告書。
常任委員長 今回、私たち総務文教常任委員会は、人口減少における持続可能なまちづくりについて、こういったテーマで、栃木県那須町と那珂川町、茨城県城里町へ令和8年1月19日から1月21日まで所管事務調査に行ってまいりました。
特に今回、町の在り方として、どうしたら賢く縮むことができるのかを調査すべく、廃校の有効利用を進めている現場3か所を視察研修してまいりました。
栃木県那須町では、旧那須小学校を那須まちづくり株式会社が借り受けて、管理運営を独自にしている施設でありました。特徴は、旧校舎を自分たちのオフィスとして使用しながら、レンタルオフィスとして食堂やカフェ、ちょっとした。買物ができる売店や宿泊のできるゲストハウスも運営する。会社やデイサービスをする会社などが利用し、旧学校がくまなく利用されておりました。
さらに、グラウンドには、戸建ての建売住宅81戸、1戸当たり1,190万から2,520万が主に高齢者の集合住宅で集落を形成しているような施設であ

りました。また、旧学校でのセミナーや集会、催物など、十分なコミュニティーが図られている様子でありました。

立地条件が高速道路のインターチェンジ近くにあり、関東の大都市圏から経済的余裕のある高齢者が利用しやすい条件であり、最上町が同じような施設利用は難しいと思いますが、雪の多いところで暮らす高齢者の集合住宅として、旧校舎を利用することを考える例としてのヒントを得られたと思います。

次は、栃木県那珂川町では、旧馬頭中学校を借り受けて、バイオマス発電を手がけている会社、株式会社トーセンが運営していました。トーセンはグループ会社で、栃木県、群馬県、新潟県に様々な工場を展開していて、山形県鶴岡市にも木質チップ工場を持っている巨大なグループ会社でありました。住宅街から離れており、グラウンドを利用した木材置場とバイオマスに利用するチップ工場、さらに発電所と、山間地に立地するため、騒音を粉塵の問題にも当てはまらない立地にありました。

また、発電の熱を利用したマンゴーやコーヒーの栽培、ウナギの養殖も手がけており、町内の特産品としての開発はもとより、雇用にも大変寄与している会社でありました。年間200万の賃貸契約も大変魅力的であり、できれば我が町の旧小学校も使用していただければと思わずにはいませんでした。

茨城県城里町では、旧七会中学校をプロサッカーチーム、水戸ホーリーホックのクラブハウスとして利用されている施設です。昨年、J1に昇格して、町として相当な盛り上がりを見せたということでした。

立地条件は大変な山の中でありましたが、以前の練習グラウンドが河川敷であったことから、水はけが悪く、とても練習に苦慮していたことから、申出があり、設置されたようです。

ただ、校舎利用に当たって、改装準備には32億もの整備費用がかかり、町を二分した議論になり、今も芝生の管理に毎年2,000万程度費用がかかるようでした。山の中にも冬でも青々とした芝生がさえわたり、すばらしい環境でありました。管理運営に巨額な費用がかかり過ぎていることは問題山積でしたが、J1昇格での町のPRと地元の誇りが、そのことを払拭しているようでした。

今回の所管事務調査では、旧小学校の利活用という観点から、3か所それぞれが人口減少から学校の統廃合に苦慮しながらも、何とか利用に結びつけているよい実証事例であると思います。ここに至るまでの経緯と共通点と、廃校と一緒にその後の学校利用も同時進行で取り組んでいることに、今に至っているということです。

さらに、閉校と同時に、所管の教育委員会から総務に移行しているということです。このことが我が町に足りなかった取り組みの一番の問題であったと思います。このことを提言しながら、少しでも旧小学校の利活用の一助になることを願います。

以上、令和7年度総務文教常任委員会所管事務調査報告といたします。

議 長 総務文教常任委員会における所管事務調査については、報告済みとします。

議 長 日程第37、続きまして委員長の報告をお願いします。
「エネルギーの利活用と環境に優しいまちづくり」についてに関する所管事務調査の報告の件を議題とします。
本件について産業厚生常任委員長に報告を求めます。

産 業 厚 生 常任委員長 私のほうから、令和7年9月定例議会において産業厚生常任委員会で起こしました所管事務調査について、今までの委員会活動と取りまとめについて報告いたします。

今回の調査テーマは、エネルギーの利活用と環境に優しいまちづくりとして、バイオマス産業都市、ゼロカーボンシティを宣言した町として、さらなるエネルギーの地産地消による産業振興や環境に優しいまちづくりの実現に向けて調査研究するものでした。

まずは、町の現状と課題を把握するために、エネルギー産業推進室の高橋主査から、ウエルネスプラザ木質バイオマス事業、地域脱炭素5か年計画の分析と事業推進プランについて説明していただき、その後、ウエルネスプラザのプラントなども視察し、その中で今後の具体的な調査内容を公共施設の効率的なエネルギー活用の事例を調査することとしました。

その後、視察先が決まり、令和7年12月22日から23日の日程で神奈川県小田原市に、委員とエネルギー産業推進室の高橋主査と視察させていただきました。

神奈川県小田原市は、環境省の脱炭素先行地域として、主に太陽光発電の取り組みなどで先進的な取り組みを行っている自治体であります。東日本大震災を機に、単に公共施設を電気を使う場所からエネルギーを管理、調整する拠点にすべく、市内42の小中学校等に太陽光発電と蓄電池を設置し、地域新電力をはじめとした民間事業者と連携したVPPバーチャルパワープラント技術を導入し、購入電力量と使用する量を調整することで電気料金の削減と災害時の電力を確保していました。

また、市公用車のEVカー、電気自動車は、単に公務として使用するだけではなく、利用が少ない夜間や休日には、市民や観光客に貸し出すカーシェアリングを行い、車両を有効的に活用することで、導入、維持コストの軽減を図り、動く蓄電池として、災害時には避難所での利用はもちろんのこと、電力逼迫時に庁舎へ放電することで節減効果も期待できるということでした。

また、災害などの非常時に対応するために、既存の配電網を活用し、地域内で

電力を自立する地域マイクログリッド事業では、憩いの森というキャンプ場であったり、子どもの遊び場などを有する観光エリア内を独立で運用する仕組み、また、今年の５月に開院した新しい市立病院は、大規模病院としては極めて達成困難なＺＥＢ Ｒｅａｄｙ、認所取得、標準的な病院と比較して、エネルギー一年間の消費量を５７％削減するという先進的な取り組みもお聞きすることができました。

次に、令和８年２月２６日には、町とも連携して事業を推進している、もがみ地産地消エネルギー合同会社の赤川氏から、改めて会社設立経緯、新電力の供給状況や、現在、町と進めている国の重点加速化事業の今後の取り組みなどについて理解を深めました。

その中では、スキー場のサスティナブル・リゾート・アライアンス登録という環境に優しい取り組みを推進する事例や、再生エネルギーの社会的受容性についても話がされました。昨今、観光分野では、大規模な太陽光や風力発電は景観などの問題からマイナスイメージもありますが、これからは観光施設でも脱炭素などの環境に優しい取り組みが注目されてきており、それが訪れる選択肢にもなってくる時代なのだと感じました。我が町でも、今後、取り組む際には、自然と発電施設のバランスを考えた施策や整備の必要性も改めて認識したところです。

その後、太陽光以外の自然エネルギーの公共施設利用の事例を調査すべく、令和８年５月１１日に、山形県尾花沢市、山形県河北町に視察研修を行いました。

尾花沢市では、令和元年に完成した新庁舎に伴い運用を開始した雪を活用した冷房システム、地中熱を利用した融雪設備についてお話を聞きました。特に雪を活用した冷房システムについては、庁舎に隣接してエネルギー棟を建設し、その中に雪室をはじめ、灯油ボイラー、木質ペレットボイラー、災害時にライフラインがストップした場合でも庁舎が防災センターや一時避難スペースの機能が維持されるよう、非常用の発電機であったり、受水槽が１か所に集約されて配備されていました。

雪冷房システムは、高さ約８メートル、最大貯雪量１８０トンの雪室に、駐車場内の雪などをロータリーや小型除雪機を使い搬入し、その解けた水が熱交換器を介し、空調機で庁舎１階の一部に送られていました。毎年７月頃まで稼働しており、想定よりも早く雪を使い切っても、電気だけではなく、夏場は雪と灯油、冬場は灯油と木質ペレットを組み合わせることでリスク分散と効率化を図っていました。導入前の冷暖房費と比べたランニングコストは、以前の古い役庁舎との比較はできないということだったんですが、二酸化炭素については、年間６１．５トン削減されているということでした。

また、河北町では、地下水を使った冷暖房システムについてお話を聞きました。こちらも尾花沢市同様に、役場庁舎を令和４年に新しく建設することに伴い建物とエネルギー設備を一体的に設計、整備していました。地下水を使った冷暖

房システムに関しては、豊富な地下水があるという町の利も生かし、一年中安定している地下水の温度を利用して庁舎内の空調設備に活用しており、以前の庁舎とコミュニティセンターを合わせた光熱水費と比べると、年間で400万円ほどの削減、空調設備面での二酸化炭素排出量も年間約107トンの排出量削減が図られているとのことでした。

役場庁舎についても、屋根と外壁面の外断熱での高い断熱性能での省エネ化、庁舎照明の全体部分を暗くし、各自のデスク照明で明かりを調節するタスク・アンビエントや、ライフサイクルコストと言われる建物の初期投資から維持、運用、解体、廃棄、これに至るまでの生涯費用総額の低減に向けた新しい考え方や庁舎建設の苦労話もお聞きすることができました。

1年間というとても短い調査研究期間でしたが、このたびの委員会活動を踏まえて、取りまとめとして申し上げたいと思います。

まずは、神奈川県小田原市のモデルも参考に、町所有の公用車EVの有効活用は、例えば、職員が使用しない夜間や休日に、現在取り組んでいる公共ライドシェア運行車両などで活用することも考えられますし、また、民間事業者が車両を所有してEVカーを貸し出すサービス、こういったものと提携し、例えば、課題になっているJRの駅、瀬見温泉駅、最上駅、赤倉温泉駅から観光地へ行くための二次交通の手だてとして利用することができないかなども含め、EVカーシェアの導入調査をしていただきたいと思います。

また、今後の施設の在り方が課題になっているウェルネスプラザの施設、そう遠くない将来、役場庁舎の建て替えも想定される中であって、エネルギーのさらなる効率化を考えたときに、初期費用だけ考えて、費用を抑えるために既存施設の一部の設備更新や改修をただけでは、既存の建物性能が不十分なために設備の能力が最大限に生かせず、効果が上がらないだけではなく、その後に想定していなかった費用がかかってしまうこともあります。

今後の公共施設の適正管理の観点からも、ライフサイクルコストを意識しながら、これからは建物とエネルギー設備を一体的に設計して建設していくことが望ましいと思います。その過程で、最上町にある自然エネルギーの利用も併せて考え、現在、取り組んでいない雪や水、風、そういったものの利用も選択肢から排除することなく、調査、検証にも取り組んでほしいと思います。

今後は、遊休公有地への新たな太陽光発電設備の導入が進み、自家消費や二酸化炭素削減に貢献する施策は避けて通れないと思いますし、さらに力を入れていかなくてはならないと思います。その上で町の公共施設においても、分散したエネルギー源の効率的な利用や、災害時にも柔軟に対応できるように、非常時のバックアップ体制の再点検はもちろんのこと、さきに述べたVPP技術やマイクログリッドの仕組みなど、そういった先進的な取り組みにもアンテナを張りながら、最上町のエネルギー自治を構築していくこと。そのためには、町民の方との

関わりも重要になっていると感じました。

神奈川県小田原市の方のお話の中で印象的な言葉だったのは、これからの脱炭素施策の推進には、やはり従来の我慢の再エネ、省エネから、環境に配慮した行動が自分の生活の質を高める、お得、便利、快適という意識づけが重要だという言葉でした。環境に優しいまちづくりを進めていく上で、その恩恵がいかに町民の方の安心や満足度につながっているか、伝わっていないのであれば、どうすれば町民が実感できるのか、そこを常に意識しながら、これからも事業を推進してほしいと思います。

最後に、今回の研修と視察を快く引き受けてくださった全ての方々に深く感謝を申し上げ、産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告とさせていただきます。

議長 産業厚生常任委員会における所管事務調査については、報告済みとします。

閉 会

議長 これで本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。
よって、令和8年6月最上町議会定例会を閉会します。
大変ご苦労さまでした。

閉 会 14時55分

上記会議録は、書記の記載したものであるが、その内容において正確なことを認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員